（第二版）（原稿配達）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十年二月二十六日

臺灣日日新報

二月二十五日

夕刊定価一部二銭

編輯兼発行人 菅原通敬

臺北市榮町四丁目參拾貳番地

臺灣日日新報社

高雄支局 臺中市寿町 臺北支局 臺南市錦町 花蓮港支局 花蓮港 大阪支局 大阪市西區靭南通弐丁目 東京支局 東京市京橋區銀座一丁目（ヘタビルディング内）

臺灣日日新報社 第一万二千五百三十八號 （一）

議會漸やく活潑

愈よ第二期に入つて

【東京二十五日發】政府案が貴族院へ提出されて以來、貴族院は連日議會を開き、その間、時たま本會議で御定例の質問が行はれたといふものの何等緊張すべき政府案なく、遂に政府に對して會期延長の督促までするに至つた、一方衆議院も臨時利得稅、赤字公債法案等を委員會に附付した儘で云はば議會全體が中だるみの氣味で會期の三分の二に及んだのであるが、政府も遂に來る廿七日を以て會期を終了する事に決し、又其の他の方針に關しても與黨側と協議の結果をつけねばならず、又其の間を縫うて議を國利氏が經濟問題の質問をテグスを引いて待つてゐる等、議會も第二期に入り新たな活氣が動きを見せ出す事と思はれる

思ふ壺に嵌まれば

議會を解散へ導かん

臨時利得稅法案と

鈴木總裁を初め主流の意向

【東京二十五日發】政友會は二十五日午後六時から芝二葉亭に臨時總務會を開き、今後の對議會策並びに緊急に附付した各種重要法案に對する態度を決定する筈であるが、これを目的に從來政友會の態度に關して種々觀測されるものがあつたが、これを一層明瞭ならしめ、又從來の方針に從つて議會の運營を圓滿ならしめんと企圖し居り、これに對し山本条太郎、前田米藏、中島知久平氏等を中心とする自重派は反對の態度を執つてゐるので、二十五日の總務會で解決つくかは疑問であり、若し會期切迫の土壇場に何れかの一派が脫黨でもあるから大體無修正で通過せしめた方がよいが、政友會の出様を見た上で慎重に態度を決することにしたい、赤字公債法案は政友會の態度如何に拘らず無條件で承認すべきである

一、地方財政調整法案については從來の主張にかゝはるものであり、愼重審議の上無修通過せしむるが當然である

二、臨時利得稅法案は負擔公平を缺く點は勿論あるも、之が修正は技術上困難であるから大體無修正で通過せしめた方がよい、政友會の出様を見た上で慎重に態度を決することにしたい

一、赤字公債法案は政友會の態度如何に拘らず無條件で承認すべきである

一、地方財政調整法案については從來の主張にかゝはるものであり、愼重審議の上無修通過せしむるが當然である

二、臨時利得稅法案は負擔公平を缺く點は勿論あるも、之が修正は技術上困難であるから大體無修正で通過せしめた方がよい、政友會の出様を見た上で慎重に態度を決することにしたい

一、赤字公債法案は政友會の態度如何に拘らず無條件で承認すべきである

重要法案に對する

民政黨の最高方針

あす總務會で對議會策を協議

【東京二十五日發】民政黨は昨日の總務會で對議會策並びに緊急に附付した各種重要法案に對する同黨の最高方針は大體左の如くである

一、未審議重要法案中豫算關係法案を除き、その他成るべく提出を見合はすこと

一、豫算關係法案中、地方財政調整

就寢中の夫婦を——バットで滅多打

娘を脅迫して現金を持去る

今曉・臺南の怪盜

【臺南特電】二十五日午前二時頃臺南市大宮町四ノ一五大宮派出所の卷煙配給人兼雜貨販賣業同家の一人娘某女（二）方に覆面の二強盜侵入し奥八畳座敷に就寢してゐる所を賊は野球用硬球バットで末次氏夫婦の脳天を滅多打にして瀕死の重傷を負はした後物音に目を覺ました三代枝さんを脅迫して金八圓を出させた上同女を細帶で締め上げ人事不省に陷らしめその場を逃走した、斯く我に返つた三代枝さんが物音にとび起きた所「靜かにしろ金さへあればよい」と靜めて母親の口から五圓と娘の小遣ひの二圓を奪つた後同女を細引で締めのびた所を逃走し縱貫線を南進し向ける心算なのか方角を間違へて線化にヒタ走りして約一時間餘をたつて線化の手前の線路小屋で同夜を明し夜を明したのでブラ〳〵犯行當時の服裝の儘出掛けた所を線化分驛の非常警戒に當つてゐた

澤村巡査に逮捕され

両人共未だ意識不明

妻女は重態

たものである、尚犯人は强盜の外に强姦の嫌疑もあるが被害者が意識不明のため取調べが出來ない、尚兇器は現場に殘されてゐた野球用硬球バットである

近く建立さるる 汐止神社由來記

故北白川宮殿下が椅子二脚を列べて御寢遊ばされた御遺跡

汐止街では昭和五年三月十日第六師團の大演習が基隆河畔を中心として擴げられ、同師團長閑院宮殿下には汐止街役場に御宿泊遊ばされたが、其の際殿下には汐止街の高臺に位する神社境内の老樹鬱蒼たる一角に御參拜遊ばされ、其の後同

親鸞聖人 (137)

吉川英治作

山村耕花畫

「去來篇」

怪盜（四）

朝食は、見ちがへるほど貧弱で、病床を離れてゐた。

兄と、牲壻とが、厩裝ひをして、ふいに訪れて來たので彼は、相と共に、驚きの眼をみはつて、

「どこへお旅立ちですか」

と、もう淋しげな顏をした。

牲壻が、

「いや、お師匠には、もはや御臨終を御至棄あそばしたので、南都にとどまることはないと、法隆寺の僧都様からおゆるしが出た爲に、お別れを告げて來たのです」

と話すと、朝食は、

「では、叡山へお歸りですか」

と、なほ心細げに云ふのであつた。

「されば……暇らうと思ふ」

牲壻はさう云つて、

「ついては、お許も、京都へ共にお供をしてくれまいか」

と、相談に似た口調で云ふのであつた。

「……」

朝食は、默つてゐた。

「わしが一緒に行つてあげよう。そして、共々に、養父上へお詫をするが子の道ではないか」

「兄上。ご心配をかけて、何ともそれ入ります。けれど、今さら養父の家へは歸れません」

「なぜ」

「……お察しくださいまし……どの顏をさげて」

「そのために、兄がついて行くではないか。何事も、まかせておきなさい」

そばで聞いてゐた相は、不安な顏をして、朝食がそこへ立つと、狹小屋の裏へ連れて行つて、

「あなたは、歸る氣ですか」

と男を責めてゐた。

「——わたしは嫌です。死んだつて嫌です。あなたの兄様は、きつと、お父さんの惡呪咀をうけて、私たちを、うまく京都へ連れ歸つて來いと云はれてゐるに違ひありません」

女には、云はれるし、兄には振けない氣がして、朝食は、ほとほとみだなつて當惑さうに俯つ向いてゐた。

すると、牲壻が妻子を見に來て、

「相との、それは、遺女の邪推です。お師匠には、決して、お二人やうに、自分の惡が悔いられたりなどしてゐられません。ただ、生末を安くやうなことを爲さうといふのではなく、兄妹の父上にも、朝食様の養父君にも、子としての道へもどつて、即ち、御出家、おすがり申さうといふお考へなのです」

諄々と、說いてきかせると、相もやつと得心したので、依て、京へ立つことになつた。

所で、このあひだの宿の借りを返して呉れた御初の合卷の浪人にも一言、禮をのべて行きたいが、と國の狹小屋をさしのそくと誰も人はない。

亭主にきくと、

「はい、今朝ほどはやく、お立ちになりました。皆さまへ、よろしくと云ひ殘して——」

「や。もうお立ちになつたのか。……今日は、改めてお禮を申しあげようと思つてゐたのに……。折角、お心にかけて下さつたことであつた」

朝食は、獨りで殘された。

公開欄

臺北帝大一出身者の辯

N生

◇我が臺北帝大が、入學志願者激減の爲めに、此の事實を根據として手嚴しい再檢討に着手した事は一先づ喜ばしい事である。

◇次に本學の他の特色は特異な講座があり、而も地元に資源の文化開發に貢獻しつつあることだ。例へば南洋學、土俗人種學は最も異色あり、また心理學研究室は實際に應用した研究を基として進んでゐる有樣である。それに國史學の如きは僅少であるとはいへ學生の勉强に差支へるやうなことは無い。つまり臺大は學生が少ないお陰で何時でも自由に直接先生にぶつつかつて教を請ふ事が出來、本當に勉强しやうと思へば學生として他の大學に見られぬ效果を擧げ得る譯だ

第二艦隊對岸觀察

漸見中國有親日態度

松原少佐參謀之歸來談

第二艦隊旗艦球磨。去三等處。中國官吏一逢。近十四日午前十時入馬公。時其覺有親日氣分。誠爲可慶。對岸各地多備。不少善良者。然亦有不能愿心者。當具兩國籍。而以親善感想如下。自本年對岸一帶。爲第二艦隊之警備區域。此次長官巡視各地。任務告完。客港于當地。現在中華狀況。如新聞等所載。稍見親日的態度。唯未見具體的。然對岸福州閩門。汕頭。廈門。松原少佐參謀。代理百武長官。就對岸事情其他。自本年對岸一帶。爲第二艦隊之警備區域。此次長官巡視各地。任務告完。客港于當地。現在中華狀況。如新聞等所載。稍見親日的態度。唯未見具體的。然對岸福州閩門。汕頭。廈門。

記念博南方館

由大稻埕各商工團體

正式提出陳情書

始政四十周年記念。臺灣博覽會。山大稻埕各商工團體。聯合會。聯合南方館設置于該地二節。頗如前報。已得當局諒解。其場所決定在太平町六丁目。即太平公學校隣近空地。而超過豫算費用二萬餘圓。則歸于該地住民負擔。然要再正式提出陳情書。由各商工團體。及同業組合。種種奔走結果。已得臺總榮郭廷俊。陳天來。陳茂通。蘇穀保。張雲港。許智貴。陳清波。李田榮治。張東華。鄭玉。郭烏隆諸氏。有力。二十餘名捺印。於二十五日午後二時。由代表部郭廷俊。陳茂通。蘇穀保。陳清波。李田榮治諸氏。正式提出于督府商工課。並會見臺博及協贊會諸幹部。求其援助。期早實現云。

基隆天神橋邊

新設郵局

基隆天神橋附近。設置郵便局。原爲一般市民所希望。已得結果。已得自三月一日實施。稱爲幸町郵便局（無集配）。局辦理郵便。電話局舍預定在幸町市場隣接地。至新築落成之間。先於天神橋南邊假局舍。開辦事務云。

宜蘭陸軍記念

防護演習

挾河邊開戰

宜蘭郡當局。關陸軍記念日行事。日前集第六中隊郡役所。街役場關係者。決定實施諸事。因欲統制街內。援請同于街內各官公衙團體代表者。現由關協議演習內容。顧演習大體之案訂來三月九日夜。集宜蘭街防護團員全部。而在鄉利。故自八、九月間在產業參考。語竟。三宅氏。提出一設計圖。謂受市內及積貨之高雄市族後町五丁目六番地新築興商行所有發動機貿易船扶桑丸。中。被中華軍隊沒收船體。五日。在油頭山洋縣起貨。同船乘客中。有去二月十二日正午。入高雄港。檢疫禁于中華兵營六日間。從來雖有被中華稅關沒收船貨。積貨等。然却無如此番軍隊發砲襲擊拿捕等情。又關于鄭成功事跡顯彰會之常務理事內藤順太郎氏。亦搭同船來臺。所談如左。

爲圖家庭國語化

斗六大和會發會

知事代理臨場訓示

臺南州斗六大和會發會式。去二十三日午後七時。四十分。在斗六街役場會議室開式。州知事代理伊藤敎育課長。田口州視學。齋藤郡守。山田。永田兩課長。石垣視學。中田。平田兩校長。其他來賓多數臨席。一同國歌合唱後。就會則十二條。逐條審議結果。原案可決。次推街長鄭汝榮氏爲會長。助役宮川卯之助。氏爲副會長。鄭會長致謝。次推顧問齋藤郡守。山田永田兩課長石垣視學。中田。小學校長大里公學校長。平田女子公學校長。幹事葉清泉。黃天經。李承佑。周抄。張鍚琦。林景新諸氏。既而頒布徽章及門標。齋藤郡守訓示。知事代理訓示。來賓田口州視學。竝中川州公醫會長祝辭。會員總代葉清泉氏答辭。午後九時半閉會。當席會員百餘名。

柑價慘落

商人吃虧

員林地方種柑。自去年末移出內地者。雖得常值。然對滿洲各地輸出品。大見招損。乃探去年內地及滿洲地方輸出。商人皆被利。故自八、九月間在產者救濟根本方策。一、通商貿易機關整備。一、刑政改善問題。等均期待調查審議云。

臺灣自治豫算

貴院確通過

二十四日東京電。臺灣地方制度改革問題所關。貴族院。論議頗熱。一時關聯及政府當局記者。吳萬枝氏。與臺選陳彩玉諸君。去二十三日。移居桃園街武陵第一回可得會合。而全閣僚。亦有出席之意向。同時設置內閣調查局。亦急任命專任職員。而自五月匆々調查政策。然審議會調查重要題目。一、地方財政調整交付金問題。一、行政財政機構改革問題。一、國防財政調和問題。一、農村救濟在內對策樹立。一、中小商工業

溪湖消防組

詰所略完

來月初舉式

既報員林郡溪湖庄。新設中消防組。其附金已全入手。詰所亦略完成。組員二十五名。全部任命。而組長決定明轉工場機械係長守屋氏。消防用自動車按近日中配到。豫定來三月十日。舉行詰所落成式竝出初式云。

馬公第一公

聯合學藝

馬公第一公學校。于去二十四日午前一時。開同校講堂。馬公街國語講習所聯合學藝會。是日高屋要塞司令官。大群鷗長。三浦街長。木幡海軍參謀長等多數臨席云。

鄭成功十一世孫旭

乃屬傍系非正系也

內藤顯彰會常務理事談

右據歸高之船長談云。乘組員十名。被院禁于中華兵營六日間。從來雖有被中華稅關沒收船貨。積貨等。然却無如此番軍隊發砲襲擊拿捕等情。又關于鄭成功事跡顯彰會之常務理事內藤順太郎氏。亦搭同船來臺。所談如左。

內閣審議會

四月廿日初會

調查要事

東京二十五日電。內閣審議會官制案。近且決定。政府初年度豫算。如得議會協贊。當即正式銓衡委員。至遲四月二十日頃。第一回可得會合。而全閣僚。亦有出席之意向。同時設置內閣調查局。亦急任命專任職員。而自五月匆々調查政策。然審議會調查重要題目。一、地方財政調整交付金問題。一、行政財政機構改革問題。一、國防財政調和問題。一、農村救濟在內對策樹立。一、中小商工業

臺北市青年

團長會議

臺北市內青年團長會議。

臨時利得稅法案

政友二派態度

或於會期切迫時最後解決

東京二十五日電。政友會。暫延期。即於會期切迫之際。最後解決。此其成行有大關係云。

重要法案

民政最高方針

務使通過

東京二十五日電。民政黨因豫算關係重要案件。停頓於衆議院。具米穀法案等。農村關係諸法案。其他近將提出。待二十五日午後一時。農林。商工。大藏。拓務各部聯合會。開於院內。協議米穀及蠶繭對策後。二十六日午前開總務會。議處此重要法案。及今後對議會策。該黨最高方針。大體如左。

一、米穀自治管理法案。

一、蠶繭處理法案。爲當所主張。愼重議後。當使無事通過。

一、臨時利得稅法案。固認有缺負擔公平諸點。然其修正。技術上亦困難。大體政使無修正通過。更觀政友會所出樣而後愼重決定態度。

一、赤字公債法案。不關政友會態度如何。欲無條件承認。

一、地方財政調整法案。照政府意向。如到底十年度起。實施不得。有關國策審議會。附議決定。低利資金融通。利子補給等。適當方策。均所必要。本案通過之

恒春潮州間

乘合運轉手罷業

原因爲過重勞務

高雄州郡州郡潮州庄。與恒春庄間唯一交通機關之爾、恒自動車株式會社。所屬乘合車運轉手全員八名。去二十四早。忽同盟罷業。潮州。恒春兩部警察課。各研究善後策。該會社特設特設地方民之交通機關。故唯一無二之交通機關。故若同盟罷業。永久繼續。觀光客。殊感不便。又罷業原因。爲該社。與昇雄自動車會社協定。强制運轉手等。每日一往復之過重勞務云

八十二歲媼

被島巡批頰

暈倒地上

桃園郡警察課某島人巡查。去二十四日午前七時頃。爲探查阿片密吸者之有無。到桃園街中路七番地官許阿片吸食者李禹之家。適不在。乃對禹之母李粗十一。家族被警察署留置中。訊問彰化郡花壇庄李山火相識關係。訪火之兄山河。詐證。謂受山火所託。欲取洋服一襲。及二十圓。山河信以真。李與之去。二十日李發覺被官捉去。日昇發其竊取金與案。刻正查中。又中市梅枝町二十七番地額八壯。亦於去十九日在某喫茶店。將冶游客託買煙草十圓與去。二十日午後一時。賊逮捕敗。在同地某喫茶店案中。被逮捕去

海山郡教育會行事

學事發表報告校園褒賞

廿四日開於板橋小學校

既報海山郡敎育會。去二十四日午前九時半起。原訂於公會堂。因故變更於小學校講堂。主開學事所關研究發表會。竝學事視察報告會。及學校園藝現地品評會褒賞授與式。是日出席敎員百餘名。席定首由西江視學。述開會辭。次就左記題下。開研究發表一、公學校對國民精神涵養所關實際的研究

總論　士城公訓導

二、國民精神涵養所關具體的施設報告

緒方板橋公訓導

三、日本精神之訓育所見

牧師觀　外國尖山公訓導

四、國民精神與國語

木本柑園公訓導

五、對學校敎育之私見

石井三峽公訓導

右每人各發表三十分。終由熊谷課長講評。畢由阿久根訓導。演說。島內視察杉山小學校長。演說。滿鮮視察。俱詳陳所感。後祝開學校園藝現地品評會褒賞者救濟根本方策。一、通商貿易機關整備。一、刑政改善問題。等均期待調查審議云。

臺北看護婦產婆

講習募生

臺北看護婦產婆講習所。即高產婦人科醫院高博士與陳。葉。其他諸醫學士奉仕的設立者。本期又募集來年度講習生。志願之者。限至來三月末日。報名該所。高博士。現在渡歐。見學各先進國。新年度起歸來。定有新學識。以傳授入所生云。

中州從軍者

組日俄會

臺中州日俄會發會式。去二十四日午前九時。在臺中神社集行。來賓有日下知事。清水大隊長。崇谷警務部長。古市憲兵分隊長外十餘名參列。首祝神前。報告發會式。次在神苑式場。舉發會式。旧口鄉軍臺中市分會理事遠開會辭。推薦服部鄉軍分會長爲議長。合唱國歌。奉讀遠東半島還附及言戰布告詔勅。次旧口理事。報告發會經過。審議規約。議場無異議可決。選二瓶源五氏。爲會長。服部彌太郎氏。爲副會長。來賓日下知事。清水大隊長。中島氏。躍起述祝。乃開祝宴。暢談戰役當時美事。終撮影記念。午後十一時頃。三唱萬歲散會。題目俄之役。從軍者。州下生存者。計有二百二名。臺中市內。有百三十四名。是日出席者。八十四名云

馬公第一公

聯合學藝

馬公第一公學校。于去二十四日午前一時。開同校講堂。馬公街國語講習所聯合學藝會。是日高屋要塞司令官。大群鷗長。三浦街長。木幡海軍參謀長等多數臨席云。

公學校隣近

漁夫溺死

公學校隣近空地。而超過豫算費用二萬餘圓。則歸于該地住民負擔。然要再正式提出陳情書。由各商工團體。及同業組合。種種奔走結果。已得臺總榮郭廷俊。陳天來。陳茂通。蘇穀保。張雲港。許智貴。陳清波。李田榮治。張東華。鄭玉。郭烏隆諸氏。有力。二十餘名捺印。於二十五日午後二時。由代表部郭廷俊。陳茂通。蘇穀保。陳清波。李田榮治諸氏。正式提出于督府商工課。並會見臺博及協贊會諸幹部。求其援助。期早實現云。

瑞芳高齡者

眞綿傳達

瑞芳庄九芎橋四八張。陳氏王。年九十九。及同庄深澳三二江。何氏阿好。年九十九。係該庄最高齡者。此回克沐皇太后陛下下賜眞綿。訂二十七日。舉行傳達式云。

苗栗郡苑裡庄田寮

發生眞性流腦四名

州當局急建設臨時隔離所

苗栗郡苑裡庄苑裡字田寮人。梁萬來。年二十七。梁氏素玉。年十五兩名。數日。決定爲眞性流腦。一面檢查附近住民。去二十三日。發見保菌者。梁來發。年十八。梁萬枝。年十一。等三名。而郡基隆。九歲。郡家森。年十八。決定爲眞性。州衛生當局。急在該地。建築臨時平家。以隔離諸患者。一面對住民。實施豫防注射云。

苗栗郡苑裡庄田寮

發生眞性流腦四名

州當局急建設臨時隔離所

苗栗郡苑裡庄苑裡字田寮人。梁萬來。年二十七。梁氏素玉。年十五兩名。數日。決定爲眞性流腦。一面檢查附近住民。去二十三日。發見保菌者。梁來發。年十八。梁萬枝。年十一。等三名。而郡基隆。九歲。郡家森。年十八。決定爲眞性。州衛生當局。急在該地。建築臨時平家。以隔離諸患者。一面對住民。實施豫防注射云。

竹南香山間

成仁橋

舉落成式

竹南香山間。舉水淺橋。去二十三日午前十一時。在該橋上。由官民多數參列。舉行落成式。首由新竹州土木課長代理。報告工事次竹南庄長式辭。當田郡守。其由數氏祝辭。後有三代夫妻林黃當氏。八十四歲。率子孫及曾孫四代相隨。先行過橋。官民自後隨之。後在觀水淺公學校。開祝宴。該橋工事。于去年十一月竣工。凡二千八千圓工費。其第一回役員會。經去二十四日午後一時半。帶樹植林。栽椰子泮崗。富本氏。乃以設一熱帶園藝區。實行熱帶樹植林。栽椰子泮崗。富本氏。乃以

博覽會臺南特設館

籌設熟帶園藝之隘地

臺灣博覽會臺南特設館後。以九萬圓經營。

鄭成功十一世孫旭

乃屬傍系非正系也

內藤顯彰會常務理事談

右據歸高之船長談云。乘組員十名。被院禁于中華兵營六日間。從來雖有被中華稅關沒收船貨。積貨等。然却無如此番軍隊發砲襲擊拿捕等情。又關于鄭成功事跡顯彰會之常務理事內藤順太郎氏。亦搭同船來臺。所談如左。

海山郡教育會行事

學事發表報告校園褒賞

廿四日開於板橋小學校

既報海山郡敎育會。去二十四日午前九時半起。原訂於公會堂。因故變更於小學校講堂。主開學事所關研究發表會。竝學事視察報告會。及學校園藝現地品評會褒賞授與式。是日出席敎員百餘名。席定首由西江視學。述開會辭。次就左記題下。開研究發表一、公學校對國民精神涵養所關實際的研究

總論　士城公訓導

二、國民精神涵養所關具體的施設報告

緒方板橋公訓導

三、日本精神之訓育所見

牧師觀　外國尖山公訓導

四、國民精神與國語

木本柑園公訓導

五、對學校敎育之私見

石井三峽公訓導

右每人各發表三十分。終由熊谷課長講評。畢由阿久根訓導。演說。島內視察杉山小學校長。演說。滿鮮視察。俱詳陳所感。後祝開學校園藝現地品評會褒賞者救濟根本方策。一、通商貿易機關整備。一、刑政改善問題。等均期待調查審議云。

臺北看護婦產婆

講習募生

臺北看護婦產婆講習所。即高產婦人科醫院高博士與陳。葉。其他諸醫學士奉仕的設立者。本期又募集來年度講習生。志願之者。限至來三月末日。報名該所。高博士。現在渡歐。見學各先進國。新年度起歸來。定有新學識。以傳授入所生云。

中州從軍者

組日俄會

臺中州日俄會發會式。去二十四日午前九時。在臺中神社集行。來賓有日下知事。清水大隊長。崇谷警務部長。古市憲兵分隊長外十餘名參列。首祝神前。報告發會式。次在神苑式場。舉發會式。旧口鄉軍臺中市分會理事遠開會辭。推薦服部鄉軍分會長爲議長。合唱國歌。奉讀遠東半島還附及言戰布告詔勅。次旧口理事。報告發會經過。審議規約。議場無異議可決。選二瓶源五氏。爲會長。服部彌太郎氏。爲副會長。來賓日下知事。清水大隊長。中島氏。躍起述祝。乃開祝宴。暢談戰役當時美事。終撮影記念。午後十一時頃。三唱萬歲散會。題目俄之役。從軍者。州下生存者。計有二百二名。臺中市內。有百三十四名。是日出席者。八十四名云

正直可嘉

女生拾金報出

臺北市太平町三丁目百十七番地速榮公學校五年生。蔡氏鳳嬌。年十三。去二十四日午後四時。僧其弟。巡查大人大悉。調嬌庇詞。嬌以年老衰弱。即時暈倒。斯時護管保正。徐清綠氏。見之欲爲緩煩。亦受某巡查。欲拘之入課。保正大慎。即到警察課。投告課長。同時被打之老嬌。亦由其子孫載往警察課告訴。街民一時環觀於課前云。

八十二歲媼

被島巡批頰

暈倒地上

桃園郡警察課某島人巡查。去二十四日午前七時頃。爲探查阿片密吸者之有無。到桃園街中路七番地官許阿片吸食者李禹之家。適不在。乃對禹之母李粗十一。家族被警察署留置中。訊問彰化郡花壇庄李山火相識關係。訪火之兄山河。詐證。謂受山火所託。欲取洋服一襲。及二十圓。山河信以真。李與之去。二十日李發覺被官捉去。日昇發其竊取金與案。刻正查中。又中市梅枝町二十七番地額八壯。亦於去十九日在某喫茶店。將冶游客託買煙草十圓與去。二十日午後一時。賊逮捕敗。在同地某喫茶店案中。被逮捕去

顚落車下負傷

臺中州警察部分出張所。竹南郡梯頭。年二十四。自竹南乘竹南展南拓殖。自動車株式會社所有之貨物車。欲赴楊梅庄。至中壢郡楊梅庄。局營乘合自動車停留所附近。正欲下車之際。顚落伏地。顏面數處負傷。治療要一週間云。

舉上棟式

臺中市川端町市營住宅十棟二十戶。自客多以二六八千圓工費起工。去二十二日午前十一時起。舉盛大上棟式。

騙女給金

臺中市榮町某中之弟。巧騙某女給五十餘金。被告訴。二十三日。受臺中署檢舉。

聯保總會

臺中州聯合保護會。定來二十八日午前一時起。在州會議室開第一回總會。

會事

▲前竹第一公學校。月二十五日午後一時起。開保護者會。于同校講堂。

▲臺中州當局倡導之女子青年團指導者講習會。月二十日午前十時起。開於日月潭林間學校。出席者自各市郡拔萃四十名。州有神郭社會。育主事。岡江屬臨席。樂發會式後。移會場。公訓練等。慎重協議。次有赤坂講師講演。第一日會議告畢。第二日。寢前日未了事項繼續。第三日閉會。

人

▲宜蘭郡礁溪庄役場助記莊司氏。去二十三日。乘千碰丸前往內地。視察竹良町村。行程按二箇月。

▲南瀛新報漢文編輯主任貝師樵氏。去二十二日。由桃園移居臺北。下釜府町四ノ一八。

▲桃園南苑時報支局記者。吳萬枝氏。與臺製陳彩玉諸君。去二十三日。移居桃園街武陵第一番地舊局前。

▲臺北市永樂町林再生。林金爵氏之父林士華氏。去一月廿二十三日逝世。享壽八十有四。訂來日申出殯。

▲中壢郡楊梅庄七七番地尹榮才氏。去二十八日。節省其父之葬費一部。寄附于老坑道路橋梁費。美舉也。

▲商工銀行勤役周吉祿氏。先發遞大稻埕。在市內。永樂町弘宅奉行。臺地近於各山部十城庄。歸宅。

會葬御禮

廣告

商況（廿五日）

米況

正米市況（期米）

大阪期米前場

東京期米前場

大阪期米前場

東京期米前場

株式

大阪短期前場

神戶期米前場

大阪長期前場

東京短期前場

東京長期前場

公債

東京國債

爲替

外國爲替相場

神戶對外爲替

砂糖

玖馬

銀塊

大阪現物

其他

紐育株式

東京銀行會株

（原稿郵便）（明治一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十年二月二十六日　臺灣日日新報　（火曜日）　第一万二千五百三十八號　（一）

臺灣日日新報

3月号

特輯 學生・學校教員

永井荷風 後宮雜記

低金利の意義並信念 太平洋政治協定の可能性 蠟山政道

町田新總裁論 馬場恒吾

長谷川如是閑・登張竹風・小林一三・野上彌生子・向坂逸郎・杉森孝次郎

梅 ◇ホルモンの正體 浦本政三郎

全滿洲鐵道論 田中九一

◇新進作家論 正宗白鳥

ノ聯首腦部の暗鬪 成田精雄

民族と眞操 小泉丹

岐路 武藤太郎

色ざんげ 千宇代野

街の人物評論 岩田宙造・東海林太郎・大谷句佛・大角海相

日支親善の提唱 伊藤正德

昭和維新論 小泉策太郎

農家負債の特質 平野義太郎

議會傍聽記 帝國會議 杉山本助

金錢債務の話 勝本正晃

社會時評 末弘嚴太郎

世界航空路爭奪戰 河內一彥

現代文學の進歩性 窪川鶴次郎

日本銀行の使命 石濱知行

同性愛の歷史觀 安田德太郎

大森義太郎氏を駁す 勝本清一郎

死損なつた太閤 矢田挿雲（大衆讀物）

辨證法 具體化するもの 廣島晴晃

司法官家言 宮城實

大衆小說 三人の目 美濃部達吉論 佐々弘雄

忠臣藏 小泉策太郎

忠臣藏 岡田貞寸

忠臣藏 野口雄

忠臣藏 矢內原忠雄

忠臣藏 小泉丹

忠臣藏 武藤太郎

忠臣藏 千宇代野

忠臣藏 羽田雄

忠臣藏 秋德太郎

忠臣藏 田聲

忠臣藏 成田精雄

忠臣藏 伊藤正德

忠臣藏 文丹

本島水道施設と水道研究會
其の前途の活動に大に期待

一

上下水道の施設が、國民保健衛生の上に如何に重大なる役目を取りつつあるかは改めて言ふ迄もないことゝ、今日に於ては既に其の文化的生活を營む上に必須缺く可らざるものとなつて居るので、之に關する調査並びに研究機關として明治四十七年を以て全島を包含する上水協議會なるものが東京に開設せられ、次で昭和七年に於て其の範圍を擴張し、下水をも包括することとなつて新たに社團法人水道協會と改名した、其の際上水協議會に加入して居た衛生關係の九つの水道經營者も引續き之に參加し、水道協會臺灣支部となり、其の第一回總會が昨年二月を以て開催されたが、其の際別に臺灣水道研究會なるものを組織することとなり、勝内水道經營者二十六團體が此の研究會に加入し其の第一回の總會が此の程臺南市公會堂に於て開催されたのである。

二

臺灣は言ふ迄もなく亞熱帶の地に位し、衛生關係上の關係から上下水道の重要に於ても自ら内地と趣を異にするものあり、全然特殊の研究を要する事情あるのみならず、從來に於ける水道經營の規模小なるものが多い爲め、水道協會の正會員としての分擔費用の支出に困難なものがあるので、こゝに別個に前述の水道研究會を組織し臺灣自體の情勢に基いての水道經營問題、水質及び水量の調査研究並びに技術的方面の主要事項を協議するは勿論之に關係する法規竝びに諸制度の研究と水道施設の普及に向つても努力し、全島に水道施設の促進に資することとなつたもので、會員には小濱内務局長、副會長には本府土木課長がいづれも就任し、其の事務所は内務局土木課内に置き會員としては臺北市外七市の公共團體、鐵道及び花蓮港の國地方廳を管理する總督所屬並びに全島街庄二十八團體を包含して居る。

三

いま臺灣に於ける水道施設の沿革に就くに、當時開港地であつた淡水の上水道に明治三十二年を以て通水を見たのが嚆矢で、次では基隆、彰化、臺北といふやうに次ぎ〳〵と通水して、其の二十數年後の昭和九年四月末現在に於て給水人口百分二厘にしか過ぎない、衛生上甚だ遺憾な事ながら、其の他の多くの上水道施設の實情であることは、更に各州廳別の約四分の一に過ぎず、更に各州廳別の人口と給水人口との率を見ると、最大臺北州の一割四分餘が最頭で新竹州下の三分七厘を最小として之を全島の總人口五百六萬人に對せば給水總人口四十八萬一千餘人で其の率僅かに九

烏溪治水工事場で
內臺人の大亂鬪
內地人二人は重傷

【臺中電話】二十四日午前十一時頃臺中州大屯郡烏溪治水工事第十天山本五〇內務局烏溪治水工事第十天山本長作(三)同所仮設第二(三)前田秀(三)の二名が工事用汽車にバラスを滿載し大屯郡烏日庄客庄二〇四附近の治水工事現場に差かかつた際、臺中市榮町日僑洪林松(二)外二名の本島人が縱路上にゐるのを發見危險だから退くように命じたのを機會が本島人の惡口したことより山本が立腹し後を跡打ちしたことより日僑となり工事用具を振上げて大亂鬪を始め山本等二名は疵を負はされた。警報により警官出張し取調べたが山本、前田は重傷で入院、他は四週間の重傷を負つたが大屯郡警察課で取調べ中。

將兵歡迎の
園藝會開催
三日間にわたり

【高雄電話】高雄入港の第二艦隊艦艇は二十八日午後七時より第二小學校埠頭に於て軍樂を演奏し二月一日午後七時より同所で活動寫眞を映寫し將兵歡迎會を開催する筈なるが當日は雨天の場合は翌二日に延期することになつてゐる

臺中放送局
五月から開局
加入者は四千の見込

臺中放送局は三月中に機械、機械室、設備等を完了することになつてゐるが當初は四千の加入者を見込まれる筈であるが放送局長小坂氏は加入の勸誘、開局準備の打合せ等の爲め四月一杯は試驗期間として

東部聯合鄉軍
對抗の武術大會
宜蘭公園廣場で擧行

【宜蘭電話】在鄉軍人臺北州東部聯合分會創立以來最初の壯下六分會對抗武術大會は二十四日午後一時から宜蘭公會堂前廣場で開催された地元宜蘭分會は勿論遠く蘇澳、太平山、三星、頭城の各分會から參會員を數組に編成して場の岡田聯合

哭くな青春

(138)

三上於菟吉　郡二郎畫

早春、來る（その三）

それから、また半月ばかりの日がすぎた。山峽の消息には、梅がまだ盛りが過ぎてるるのだつた。昭田義夫は、このごろ久しくかかつてゐた、新しい長篇戀愛小說を脫稿して、何となくのびのびした氣持で、三日を經つさきに書いてゐたが、ある晩れた午後、さつきに言つた。

「どう？　久しぶりで、銀座でも歩いて來ようか？」

銀座！

さつきは、あの明るい、華やかな首都の中心を、まだ曾らく歩いて見なかつた。フロイラインの喫茶店で、千夜子との、最後の語らいを思ひ出すのさへ、胸が苦しかつた。

「ねえ、あんまりこんな地にばかりゐると、氣持が腐れて來ていけない。さうだ、銀座へ出ませう。ね、出ませう。」

さつきも、うなづいた。

二人は、午後の汽車で、東京にはいつた。

何ものもが、このネオンの夜曉の巷では、昔と同じように、樂しげで輕快だつた。晝が近づいて、笑つたり、ふざけ合つたりしながら、三々伍々、明るい飾り窓が無限につづいた通りを往來してゐた。

——いつも、銀座といふところは、天國のやうだ——そこを行つたり來たりしてゐる人に、不幸を背負つてゐる人は、一人もないやうに見えるのに——

さつきが、さう心に呟いて、ふと、この土地でいつか知り合ひになつた、あの哀れなストリート・ガールを思ひうかべたのは、一瞬の後悔とでも言ふやうなものであつた。

なぜといふに、それから、五分とたたないうちに、とある橫町から出て來た、男女づれ三人の散歩の人々とバタリと打つ突つると、その中の女性が、とりも直さず、彼女だつたのである。

そして、彼女も、左右から挾んでゐたのが、藝術雜誌の野山と、呼吸新聞の河田記者だつた。

晝下がで、思はず、歩を止めた。

人々は久濶を叙し合つた。彼又とも以前から知り合ひの野山は、千夜子邸付には少しも觸れずに、

「めつきり君になりましたね」

なぞと、言つて微笑して見せるだけだつた。

河田記者が、さつきに言つた。

「この人、君と知り合ひでしたね？」

と、けい子をかへりみるやうにした。

「えゝ。お目にかかつたことがありますわ」

「この人もね、大いに働いて見る氣になつたのです。その決心を聽いたので、野山氏と相談して、あゝ婦務所に世話をしたのですよ——過去、二十日の成績で見ると、大さう工合がいいといふので、御褒美に今夜これから、晩餐と銀座を走しようといふわけで——」

「それは結構ですわねえ！」

さつきは、こゝろから、この要

午後の部
【一二・五九】正午の時報（東京通報）
【一二・〇〇】放送局編成ニュース（東京）
【一二・一〇】實用經濟時間（レコード演奏）國心流探訪「本能寺」探索（東京）
【一二・三〇】經濟市況に引續き內閣統計局時刻のお知らせ・經濟記事（輪講）
【一・〇〇】氣象通報（東京のみ）

二千年の歴史に眠る 蘭印ジヤワの旅

世界に唯一つの樂天地バリイ島

（七）

於ニタビヤ本社特派員　今村忠助

爪哇は「世界に唯一つ」の樂天地の島として知られてゐるバリイ島がある。

曾てチャップリンやダグラスが滯在したのみでなく、近くは日本に來たホームラン王ベーブルースが滯在したといふので、バリイ島の名は世界的になつた。

このバリイ島は何故斯らしいかチャップリンのチャップリンの言葉を聞いていへば

「おれはバリイ島では二つのものに感動した。第一はバリイ女の露出されたふくよかな乳房、第二はガムランと稱する世界珍樂器にしてゐて、而も何とも云へないリズムを持つオーケストラ、第三にアイ・マリアの舞踊だつた。然し、チャップリンが果して、そんなに一品一品して廻るところであらうといへやうか。

バリイ島の珍らしさを說明したいために、實際は枕草紙かは保證しがたい。

そのまゝの彫刻が婆羅門敎の壁に所に彫みつけられて居ることが、あらゆる刺戟に飢渴した米國人を驚ばしたものではなからうか。

……

バリイ島はジヤワ島の東部から一里程も離れたところにある人口百萬足らずの小島、太古、印度から爪哇に渡つた印度人が最初に持つて來た婆羅門敎を、次々に新しく來た印度人が、佛敎、印度敎、回敎と持込んで、遂に逃げ場が失つた婆羅門敎が東端に近いバリイ島に逃げ込んで、長い間の間に於て醱酵を經しきつた人間の間に於て醱酵を經

バリイ娘のアイ・マリヤの舞踊姿

……

——それは枕草紙そのまゝのやうなものまで使つて居る一方に、社會は婆羅門敎の社會に見る最も嚴格な階級制度を守り、人が死ねば全財產を擧げる大火葬祭を行つて居るのである。否、今日こそは見受けられぬが、少し昔には、夫が死したる場合生ける妻は、その殉れる夫の棺槨と共に火葬にされるものだとされてゐた。從つて今日に及んでも、夫を喪つた寡婦は社會に於て最も低いものだとされて居るのである。即ち死人に近いものと思はれて居るのである。

火葬祭と云ふのは、死人があると一先づ假りに葬つて置き、數年八、九、十月の中のよき日を選び大きな大金のかゝつた棺槨塔を作る（尤もその家の財產や身分や富に應じてなされるのであつて、金が餘り山あつても經濟に依つて一定以上の階級を持つ塔を作る事を許されてゐない）その棺槨塔の他にも、殉死の犧牲になぞらへた張子獸を作り、これを一定の場所に運んで死人と共に燒燬するのである。

……

死者が子供や、女のやうに一家で重、要をなしてゐない者の場合には、この大金のかゝる火葬祭は餘く延ばされ、勝ちであり、一家の中心をなす主人の場合でも、十分な金のない場合は、相當金が集へられるまで延期して、出來る限り盛大に行ふのが習慣であり宗敎的な生活でもあるのである。

この現實離れのした夢の國のやうな社會が、計らずも昨今の東のバリイ島に現出された時、和蘭の五、P、M航空社は得たり賢しとして歐米に宣傳し、盛んに觀光船團をとつて觀客を運んで居るのである。

スバヤから飛行機一時間半ギルター約四百圓だつたかと云ふ。——然し日本には宣傳に漏れにかつて居るのは實に殘念で取つて打消してあるのであらう。

ホームラン王ベーブルースのバリイ島訪問は「二日でいい所だ。四日ものんだから退屈した」と。

……

午後の部
【一二・五九】正午の時報（東京通報）
【一二・〇〇】放送局編成ニュース（東京）
【一二・一〇】實用經濟時間（レコード演奏）國心流探訪「本能寺」探索（東京）
【一二・三〇】經濟市況に引續き內閣統計局時刻のお知らせ・經濟記事（輪講）
【一・〇〇】氣象通報（東京のみ）

夜間の部
【五・〇〇】子供の時間（大阪）連絡物語（東京）（佐藤紅綠原作）大阪高島屋少女會（東京）コドモの新聞（東京）
【五・二〇】コドモの新聞（東京）
【五・二五】囲碁五十一
【五・三五】講壇講座（東京）中等英語（三ノ四）（東京）
【五・五五】カレント・トピックス（東京）
【六・〇〇】子供の時間（名古屋）子供國發館ニュース（少年少女演藝）帝國史のおはなし（東京）
【六・三〇】講演（東京）帝國大學名譽敎授工學博士岡田哲藏
【七・〇〇】常務放送（東京）新阿蘇間の市川（新山姥）常盤津三蓋松外
【七・二〇】新樂器ネオ・ベシュタイン獨奏（東京）一樂器及び演奏法の說明・吉原規一ネオ・ベシュタイン獨奏・吉原規
【八・〇〇】子供の時間（大阪）連絡物語（東京）（佐藤紅綠原作）大阪高島屋少女會（東京）コドモの新聞（東京）
【八・二〇】二人漫談（東京）蛙の子は蛙…親分外、東家子
【八・三〇】時報（東京）
【八・三一】管絃樂（名古屋）JFAK管絃樂團、指揮一條眞二郎、ヨハン・シュトラウス圓舞曲集一、酒と女と歌　二、ウイーンの森の物語　三、雷きドナウ
【九・〇〇】落語（名古屋）天下泰平みのや青人樂
【九・二〇】演藝圖繪（東京）藝能新報ニュース（關東のみ）公演番組知らせ項、明日のプログラム發表
【九・三〇】ラヂオ講座（東京）
【九・五〇】經濟市況に引續き內閣統計局時刻のお知らせ・經濟記事（輪講）
【一〇・〇〇】ラヂオ體操（東京）
【一〇・一〇】ラヂオ・ニュース（東京）
【一〇・二〇】ラヂオ・ニュース（名古屋）
【一〇・三〇】ラヂオ・ニュース（大阪）
【一〇・四〇】全國氣象通報（東京）

日本棋院 秋季大手合戰譜

（第七局の一）互先　二段　苅部榮三郎　二段　黒田幸男

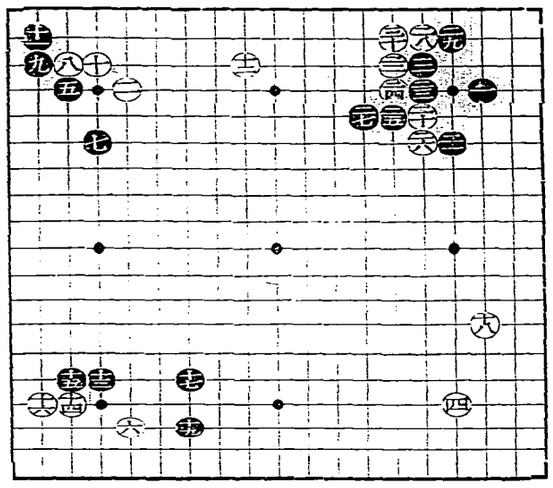

斷碁時間　問題計　自一時〇二分　至一時三二分

（新聞時間各六時間）

戰評　本對局者黒田二段は、故中川八段の門下、苅部二段は本因坊秀人の門下何れも一千餘を算したばかりの青年棋士、數年の後には日本棋院の中堅として活躍する人々であらう。黒一、三の小ダイヤモリ、堅實な布石の後を示して居る。白十二で

ねつちよん節

三月ポリドール

メ香のこねつちよん節は清水みのる詞、山田榮一編によるもの、之れは放送局で本年最初の特輯演藝流行歌謠選開催の第一日JOAKから全國へ放送された處非常に好評を博したもの、B面は寫代三のよいよい節に五年のさくら音頭に代り全國を風靡する流行歌とならう

店員　人用內地人或台灣人男子　人件込給料面談保證人要　基隆市義重町三　基隆電話商會

女給　數名至急募集　年齡二十歲以下　八歲より廿五迄容姿の可　は履歷書送附當日面接す　本町二　電話ニ番　ミカド珈琲店

店員　入用內地人或台灣人男子　業に經驗者保證人要　本町二　電話ニ番　ミカド珈琲店

歯科書生　入用十七歲　御成町一の十七　雨宮歯科醫院

二階貸　設備良き閑靜なる　八畳四年借貸致します　豪小學正門前入る左角　河西

帳場入用　三十歲位の內地人に限る　魚文　電話五番八番

譲店　煙草、切手類　雜貨店　業中賣二人參盛　月給壹圓五十錢　古

電話三八一九番　賣物　賣屋町二ノ九電話ニ五正前電話店

良三ツ番賣電話　あり　金龍町一ノ四　電八八　旭　屋

ブリムス　家庭用石油發動機　十馬力迄各種　古

病弱体に…この榮養素を！

先づ

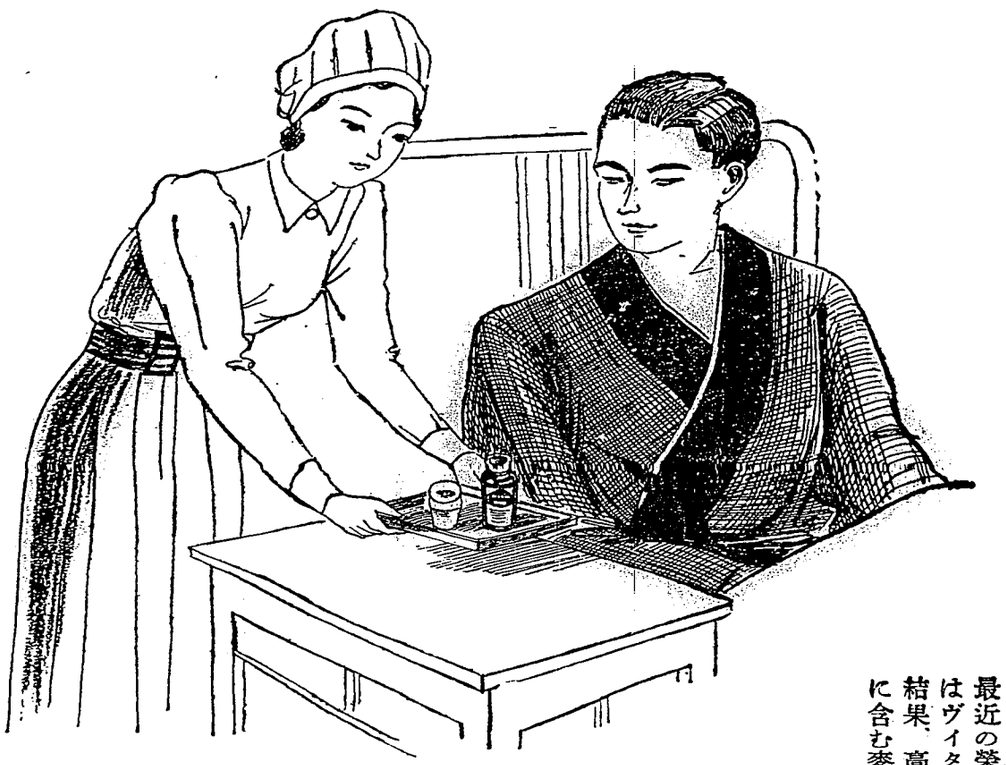

麥酒酵母

エビオス錠

身體が弱く病氣に罹り易い方や、永患ひて病床に親しまれる方の胃腸は水藥や散藥で荒らされ、滋養物を充分に消化吸收出來ず、何を與へても身につきません……かやうな方に是非エビオス療法をお推めします。

最近の榮養學上の研究によると病弱體に一ばん缺乏して居るのはヴイタミンBで、永い病氣鬪爭と、單純な食物による偏食の結果、高度のB飢餓症を併發して居り、これに對してBを濃厚に含む麥酒酵母が不可缺の榮養素であると報告されて居ります

食慾と便通に

エビオス療法を始めますと、第一に食慾が出て來ることです、第二は通じが獨りでに附き始めることです、この二つはいつも病弱の方に共通の惱みですが、これが解決すれば次は體力增強を計り醫療に信賴すればよいことになります

胃腸を強くす

病氣を癒すには先づ胃腸を丈夫にして滋養物の吸收が充分に出來るやうにする必要があります、麥酒酵母は疲れた胃腸壁の運動筋肉を强くし、機能を旺にする作用があり、無害ですから、病弱の方には安心して與へられます。

滋養價を高む

從來の瓶詰の滋養劑のやうに服んだゞけが役立つのでなく食べたものを良く消化吸收させ、普通食物を榮養化します特に結核や、消耗性の病氣の方には、滋養ある食物と共にエビオス錠を連用させますと、食慾が進み、自然に體力が加はつて來るのを自覺し得るほどです。

藥餌に親む人

永く病床に親しみつゝある人の大部分、特に肺、肋膜に異常のある人は何れもヴィタミンB缺乏症に陷り、これに原因する胃腸障害就中、食慾不進症を併發し、それが又關病力を減じ、延いて治癒を妨げて居ります、かやうな場合いつも選擇されるは麥酒酵母であります。

三五C錠……二圓
一〇〇C錠……五圓五十錢
この他粉末あり

全國產額の八割
ご承知の通りエビス、アサヒ、サッポロ、ニッカンは日本に於ける麥酒醸造額の八割を占めて居ります、これ等の醸造工場で出來る酵母は挽げてエビスの原料となり日本は勿論、歐米のどこに出しても對抗する優秀國產品であります。

鳥越榮學博士指導
橋谷農學博士監製

麥酒酵母

エビオス錠

文獻及び見本は、東京田邊商店エビオス部あて御申越次第送呈

アサヒ・エビス・サッポロ・ニッカン麥酒醸造元
大日本麥酒株式會社
大阪市東區道修町二丁目
株式會社田邊五兵衛商店
東京市日本橋區本町二丁目
株式會社田邊元三郎商店

1935 フォードV-8トラック 年型 發表

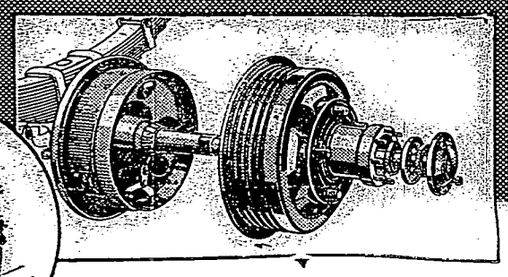

能率の高い冷却式新型ブレーキ

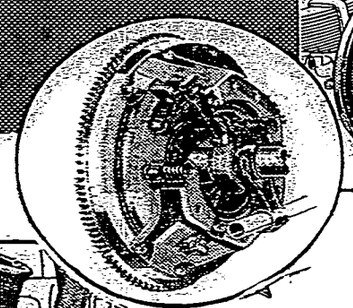

重トラック用の新型クラッチ。操作容易

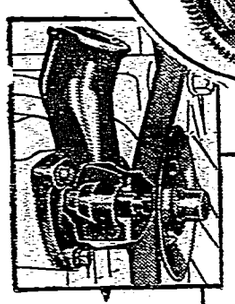

一層大型になつたラヂエーターと冷却水ポンプ

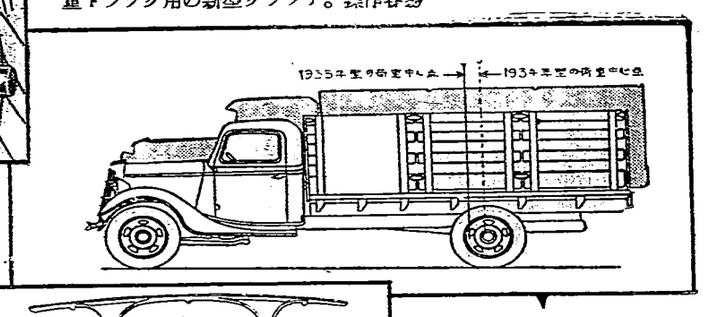

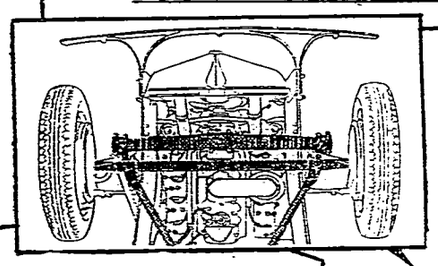

荷重中心點が前方に移され、積載面積は增大し、タイヤの磨滅は均等となる

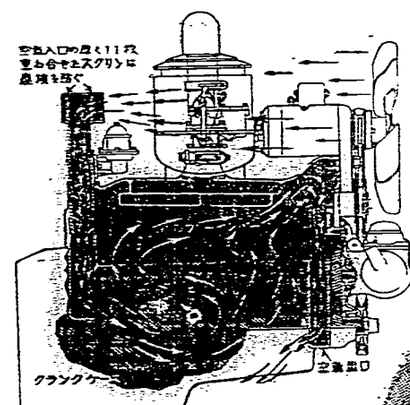

クランクケース內の水蒸氣、燃え殘りのガス其他有害な氣體を排出する直流式換氣裝置はオイルの稀薄化を防ぐ

改良された前車軸部——乘心地を一層安樂にし且强さを倍加——スプリングはラヂヤス　ロッドの延長部に取付けられる——バーチは一層大型頑丈

ホイールベース一三二吋半及び一五七吋

一三五年型フォードV8トラックには多くの改良が施されましたが實際に使用して運轉費や維持費の經濟的なフォード獨特の長所は其儘取入れてあります。エンヂンにはクランクケースの防塵換氣裝置が設けられ效率は一層高くなり、オイルの消費を輕減します

各部分は一層頑丈となつてトラック或はバスの仕事ならば如何なる激務にも堪へ得るようになりました。就中其外觀美に貢獻するラヂエーター、フード、カウル、フエンダー等は皆恰好のよい大型になつて著しくスマートになりましたから、乘合、遊覽車にも最適であります。この三五年型は何所から觀ても、今迄に製作されたフォード トラックの中で最良品であります

改良の一例を擧げますれば、彎曲撓度が約二倍に增加して非常に堅牢となつた前部スプリングは部厚くなつた前車軸の前方四吋の所へ取附けられ、又小じんまりしたV型エンヂンは八吋十六分ノ十一前方に裝備されましたから、三四年型よりも一層廣い車體を架裝する事が出來てトラック或はバスの能率を增進する許りでなく、乘心地も操縱も一層樂になりました

其他改良された諸點やシャシーの明細に關しては何卒最寄のフォード特約販賣店で現品を御覽下さい

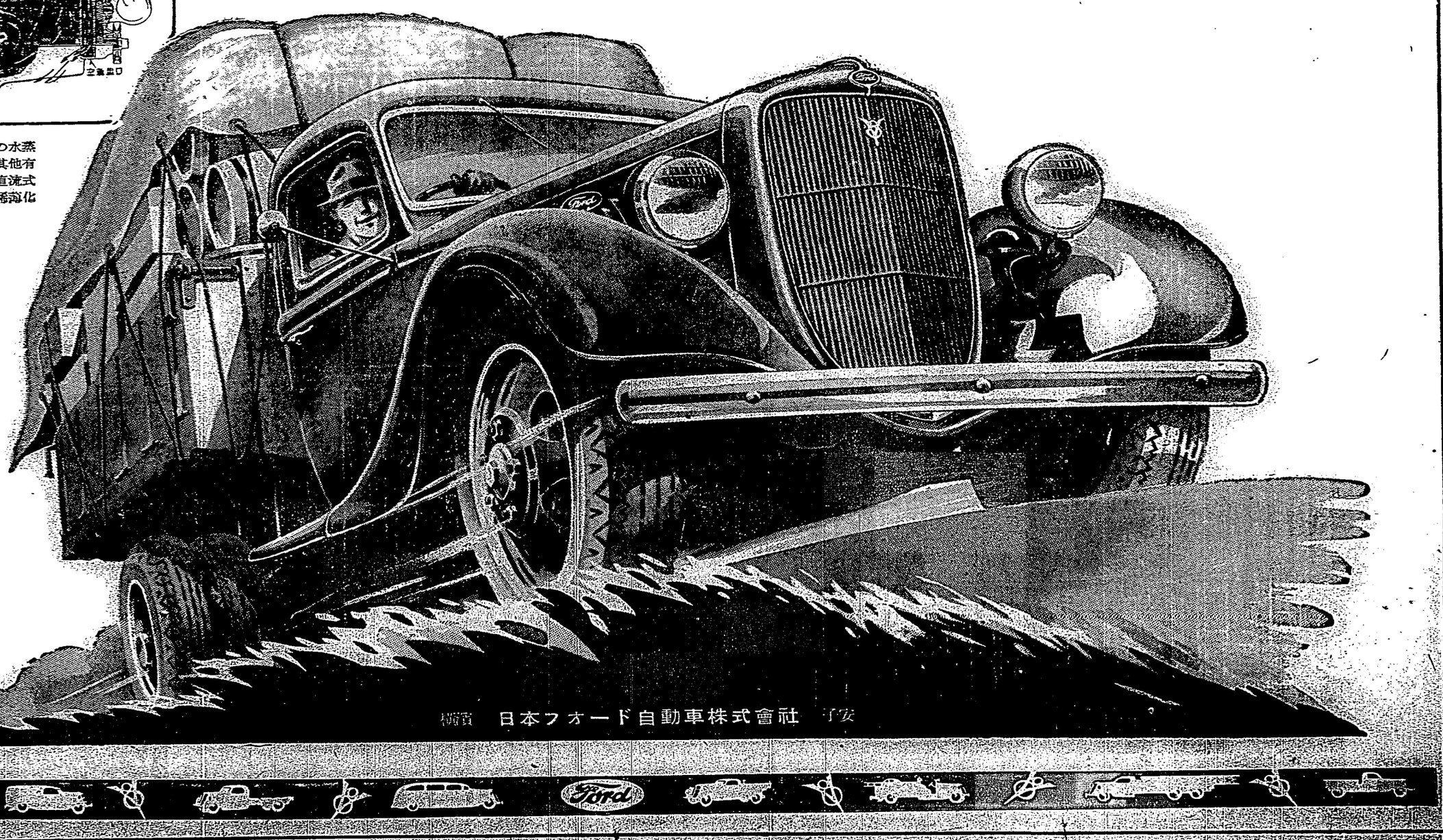

横濱　日本フォード自動車株式會社　子安

讀書の友情

―吉屋信子全集を讀む―

小島政二郎

吉屋信子さんに就ては、今迄噂する處もあまり聞かず、多くの讀者を有してゐるまい筈、多くの讀者があつての流行作家、婦人作家特有の感傷、構成は現文壇獨歩の存在である。

しかし僕が最も打たれることは、どの一作からも見出すことの出來ない、あの凡ゆる現代女性の感覺を身をもつて醉ひ盡してゐながら、讀者一路を行く吉屋さんの姿である。

民衆の中の後進者たる僕が、實を目當に奮闘する求道者たちに對して、自から驕慢の念に立ち、眞に優れた男性を求めようとする「愛情の價値」にしても、構成上からも、既に己が夫を愛しつづけてゐた一人の女性のあつたことを、既となつた日に初めて知つて、心からその女性を新し、互ひに愛を以て生きようとすると同時に、更に主として新されざるその女性の上にも、眞實の、一つの眞實を認めようとする信念の歎きを歎く女の細胞を描いた「二つの面影」にしても、作者吉屋さんの、眞實を追ひ求めて行く、眞摯な姿勢を讀まらぬものはない。

三人の若い女性が、互ひに力を併せて、弱く、醜なき世を生きて行く姿勢を描いた「女の友情」が女子通り一遍の反響を呼び、讀者の支持を得たことは、寧ろ當然のことであらう。あの作を讀んで、恐らく泣かない女性はなかつたらうし、又泣かせない男性はなかつたらうと思ふ。

吉屋さん程の作家は、優れた女流作家の稀な我が國では、今後再び見ることは、出來難からうとさへ思はれる。それ程、その一作一作がすべて獨自の光彩と役割とを持つて、讀者を魅惑せしめるのである。

今回、その全集が、全十二卷の堂々たる全集となつて現はれたことは、昭和文壇のみならず、我が國の文化の向上に一つの貢獻を來すものとして、歡喜に足る。實に「吉屋信子全集」は、吾々男性にとつては眞實に女性を知り得る無二の教典であり、女性にとつては必讀すべき女性の好伴侶ともなるべきものであると思ふ。

附言この全集によつて、新潮社が企てた數々の書物の特典は、各卷の廣告と共に、紀伊國屋に一ヶ所ボックスを來すものではなからうかと思ふ。（紀伊國屋出版部

趣味

名は體を現はす？
姓名漫談

南仙子

世間に「姓名判断」なるものがある。昔からの易者先生がしかつめらしく云ふことをきけば「田中花子」といふのはよくない田の中の花は燒畑といふことになりますなー」といつた調子、そして先生は「東郷八郎」と書いて東郷元帥の名がいかにいゝかを説明し、露西亜語に通じ露西亜に詳しくは欧米人文物たゞし某氏等の姓に及び姓名がいゝために立身出世したと説く。たゞこれはたとりない話である。いくら良い名をつけてやつても、生れ損の仁徳天皇や、こてんぱん氏とんだ偉人の姓名と同じで新聞の社會面の見出しに載り易いと云ふ位の事である。それで姓名判断はしない、つまり姓名漫談といふ所であるから、一つ御承知願ひたい。

○

さて、名は體を現はすといはれてゐる。事ほど左樣に、名はその人の人格を現はし、その人の人生を大いに指導統御して體を現はすに努めてゐる筈は、それは實に感謝しながら運命の神にまさくるべき筈の筋のそれのやうだと感心するものがある。

が、月に波に、花には風、木も頭から落ちる例の、筆弘法の過ちで、中には體を現はさうにも現はしようのないのも多い。その代表的なのは卯の年生れの人の名に「う」といふ字名など、う…ごりやどうにも現はれかねる代物です。一字名はまだ始末がいゝとして「いうはにほへとちりぬるのおくやまけふこえてあさきゆめみしゑひもせす」これが名だとなるとその現はすさん事よりも呼ばれんことの恐ろしさが先に立つといふもの。これは四國方面のある御婦人の名だと聞いてゐるが、貰つた後の一字を取り「いすゞ」と呼ぶとやら。

○

明石の市長にてゐはす「實野郷太郎氏」そのかみの明石の海を思へばげにもと思はれるゆかしき名砂利を拾ひ、瓦斯をみ、電報やら電車までも喚ぶ生物の様の超えた名東京市の市長に東大振の市長ではなるまいと「牛塚虎太郎氏」が擔ぎ出されたのに、生物は偶然々しくあつたが、此の頃の市長の椅子がグラついたとかつかないとか、實に東京市の役員におらゆる文明の利器と最新式とを以て二つたのが今の日大十學部長十學博士「佐藤博」氏その役員會議員會に名案もさる事ながら、名前の方が大いに名に現はれたものといふべし。

三二一最新式の市長さん「佐藤博」氏はどうか。それも大正時代のその名前の役員に於てゐるのは、やはり大正時代の名前の役員に於てゐるのが最新式と云ふ譯にはいかぬ。「市長最新式」には先づ姓名からつて表なから學位と號書とが大いに名に現はれたものといふべし。

○

さて、今度は役名で行つてみやう。先づ「田中義一」氏は名古屋市會議長の「赤井米吉」氏、次は名古屋市會議長の「赤井米吉」氏、次は名古屋市會議長の「赤井米吉」氏、次

第一萬二千五百三十八號　（第二種郵便物認可）　東京朝日新聞

映畫

豪奢な衣裳を誇る 「世界一」の金持娘

名花ホプキンスの主演

バークドーフ・グクドマン、特にホプキンスの爲めにパジヤマ外出着、スポーツ服、夜會服等二十餘點新案調製、これを各場面毎に着換へて出演するから淑女諸君の垂涎疑ひなきある

陽春を飾る 歐洲映畫陣

六ケ國の作品登場

コ・ストロヴチキ映畫「なかれ」工揆映畫「ベーゼの接取り」

陽春二月から四月へかけて提供される歐洲映畫は左の如く獨佛を始め英、ソの他ナヂコスロヴアキア等の珍作品が公開される

獨ンチアリンソン映畫「未完成交響樂」獨アーフア・トビス映畫「佳人ンナ」佛ナ佛ソフオル・トビス映畫「外部隊」佛キヤビトル映畫「避暑佛GブロI映畫「モスクワの一夜」佛レクランダール映畫「世界の終り」英ゴーモン映畫「猫人ハンニ」英ゴーモン映畫「ラン」ソヴエト映畫「陽氣な連中」同「白夜」チエツ

暗黑大陸の新 記錄映畫完成

「ザンバ」「コンゴルラ」等のアフリカ探檢映畫、製作者マルテイン・ジヨンソン夫妻は三年餘の年月よりのアフリカ探檢に企て東アフリカ、ルドルフ湖をベイスとして、水陸兩用飛行艇二艘を用ゐ、暗黑大陸を空中より縱橫に探檢飛行機六萬哩に及び大成功を收めたが、その成果には一萬二千呎の記錄映畫、パブーナ　となり、フオツクス社より超大作として近く發賣されることに決定した、この種の記錄映畫少き折柄非常に期待されてゐる

新興の大作 「日蓮」に

雪洲が主演

新興キネマでは隱棲の大作トーキーとして德冨蘆花原作、佐藤紅緑之介脚色になる「國を護る者日蓮」を會根純二監督、早川雪洲主演で製作することになつた、近く東洋發聲撮影所で撮影される

阪妻が 伊藤大輔と結び

トーキーを製作

新興キネマ金田常務は次谷社長の命により第一映畫永田雅一氏と會見、更生の阪妻第一回トーキーのメガホンを同社伊藤大輔監督に依嘱したき旨を申し入れ永田氏はこれを應諾したので鋭劍ファン垂涎の巨匠競演コンビによる作品は三月上旬に着手することとなつた

ユナイト特作 パワリイ

ウオルシユ作品

ウオルシユの監督したユナイトの日本版で、製作はダリル・F・ザナック、脚色はハワード・エスタブルック、撮影はバーニー・マクギル、音樂指揮はアルフレド・ニューマン。

演するはウオレス・ビアリ（ヤクン）ジヨージ・ラフト（スティグンジヤッキー・クーパー（スワイプス）フエイ・レイ（ルシー）で、ある。

病狀篤として大衆から喜ばれるであらう、根岡映畫「人生謳歌」と共に廿五日より新世界館で上映される

◇梗概◇

八九〇年の頃、ニューヨークの中心はパワリイに在つた。チヤックは、パワリイに酒場を持つてゐたが、パワリイの人氣を獨占したいパワリイの人氣を獨占したいにより、兇惡パワリイは彼の支配下にあつた。そして孤兒のスワイプスとチヤックは晝夜に置いて、吾子如く甚しんでゐた。

スティグは何時かチヤックの位置となり代る日の來るのを夢みてゐた。一日、チヤックは殺られ行かうとしてゐる乙女ルシーを救つた、スワイプスは子供心の嫉妬心から、スティグの下に走つて了つた。然しスティグとシールは何時しか人目を忍ぶ仲となつてゐた。

スティグは、實出す爲に、ブルクリン橋から投込まざるを得なくなつた「世界の八景美」と云はれるブルックリン橋から途にスティグは跳込んだ。スティグは一體パワリイの人氣ものになつて了つたが故にスティグの跳込みがインチキだと、チヤック：嘆く者があつた。チヤックとスティグは決闘をした、勝利はチヤックに、然しスワイプスは二人の手を取合せて和解させるのだつた。（寫眞はその一場面）

【カツト】伊丹萬作吾心の「忠次買出す」のスナツプ・シヨツトで、主演は東都聖園から見出した新しいトーキー俳優市川猿太郎に、月形龍之介、配するに高津慶子、毛利峰子、衣笠淳子といつたベスト・メムバアである、最新式ミツチエル機クランク中の三木凌技師、伊丹監督、市川猿太郎、高津慶子等のうれしさうな顏が見える

子供は正直

寒氣と病苦にかくせぬ泣顏
良藥一粒時計一分
ケロリ忘れてかくせぬ笑顏
金粒は正直

小兒良藥 樋屋 丸ガオ 音應ウ

太陽堂製藥

効	主
	カン、ムシ、ネツキセキ、ヒキツケ、夜泣、ホウソウ、ハシカ、胃腸藥、其他諸小兒……

價	額
二十錠	三十錢
五十錠	一圓
二圓	三圓
五圓	十圓
特用包	一圓

無代進呈
育兒之友
（愛育會記入申込）

大阪天滿橋
本家　國屋合資會社
電話局十二番
製藥　坂上忠兵衛

（10—A—3）

ムーリクドル-コナテウ

印花

肌色ですか？
オークル一號？

どちらも、ウテナの色
この春、第一の流行色です
あなたのためにつくられたウテナ粉白粉

ウテナ粉白粉

荒止め……美肌榮養
洗顏……白粉落し
お化粧の第一工作
おヒゲ剃……就寢前

花に魁けて
花のお肌を若肌を
花も羞らふ人の美を

三月の巻

早春の寒風から 地肌の美を護れ

銀座アメリカ美容室　ロンー・上田

二月、風は特に冷く、お肌を荒し勝ちのときです。外出から歸つたとき、水仕事のあと、夜のおやすみ前など花印クリームを、お顏に、お手につけて、輕くマツサージなさいませ。いきくした若々しい溫かなお肌になります唇にも、忘れずに花印クリームをつけてください。斯うして、ふだん花印クリームて、お肌を整へてゐられるならお化粧は、いつでも美しくできます。

ウテナクリーム
雪印（高脂肪）三十二錢、六十四錢
月印（中　性）五十二錢、七十五錢
花印（脂肪性）五十五錢、一圓十錢
レモンクリーム　三十錢、六十錢
ウテナ粉白粉
二十五錢、三十二錢、五十二錢

東京・本郷　久保政吉商店

自治管理を含む 米穀二大法案の大要

廿二日衆議院に提出さる（下）

第四十六條　米穀統制組合又はその事業を行ふ團體はその割當られた數額の米穀を貯藏することを要す　但しその貯藏を除外したるもの及び第四十九條第一項又は第五十條の規定に依る政府の買入れとなしたるものに就ては此の限にあらざること

第四十七條　米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の團體員は第四十二條又は第四十四條の規定に依り割當られたる數額の米穀を命令の定むる所により米穀統制組合又はその事業を行ふ團體に寄託することを要す　第二十九條の規定するものに付き又同じきこと

第四十八條　米穀統制組合又はその事業を行ふ團體は勅令の定むる場合を除くの外第四十六條の規定により貯藏したる米穀につきその貯藏の解除を爲すことを得ざること

政府は必要ありと認むる時は勅令の定むる所により第四十六條の規定に依り貯藏したる米穀に對し命令を以て左の處分を爲すことを得

一　政府又は米穀統制組合又はその事業を行ふ團體が貯藏すべき米穀中貯藏能力その他の事情に依り貯藏困難なりと認むるものに付き當該團體より賣渡の申込ありたる場合に於ては買入を爲すこと

二　前項の買入價格は內地にあつては米穀統制法第二條の最低價格　朝鮮及臺灣にありては勅令の定むる所により米穀の定むる所に依り貯藏したる米穀の他の經濟狀態を參酌して定めたる價格とすること

第五十條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體が第四十六條の規定により貯藏したる米穀に付き賣入を爲すこと　前項の賣入價格は內地にあつては米穀統制法第二條の最低價格　朝鮮及臺灣にありては勅令の定むる所により米穀の定むる所に依り貯藏したる米穀の他の經濟狀態を參酌して定めたる價格とすること

第五十一條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體が第四十六條の規定により貯藏したる米穀に付き賣渡の申込ありたる場合に於ては賣入を爲すこと　前項の賣入價格は內地にあつては米穀統制法第二條の最低價格　朝鮮及臺灣にありては勅令の定むる所により米穀の定むる所に依り貯藏したる米穀の他の經濟狀態を參酌して定めたる價格とすること

第五十二條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體に對し米穀の貯藏に關し必要なる命令を爲すことを得

第五十三條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體に對し米穀の貯藏に關し必要なる報告を爲すことを得

第五十四條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の事務所に於て帳簿書類その他の物件を檢査することを得

第五十五條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる命令を爲すことを得

第五十六條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる報告を爲すことを得

第五十七條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる檢査を爲すことを得

第五十八條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる命令を爲すことを得

第五十九條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる報告を爲すことを得

第六十條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の事務所に於て帳簿書類その他の物件を檢査することを得

第六十一條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる檢査を爲すことを得

第六十二條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者に對し米穀の貯藏に關し必要なる報告を爲すことを得

第六十三條　政府は必要ありと認むるときは米穀統制組合又はその事業を行ふ團體の事務所に於て帳簿書類その他の物件を檢査することを得

第六十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第四十六條の規定（第五十七條第三項に於て準用する場合を含む）に違反するときは五百圓以下の罰金に處す

第六十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第四十八條の規定（第五十七條第三項に於て準用する場合を含む）に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第六十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十條第一項の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第六十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第六十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第六十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第五十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第七十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第六十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第八十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第七十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第九十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第八十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第九十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百二十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百三十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百二十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百四十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百三十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百五十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百四十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百六十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百五十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百七十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百六十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百八十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百七十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第百九十九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百八十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百七條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十一條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百八條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十二條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百九條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十三條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十四條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十一條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十五條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十二條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十六條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十三條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十七條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十四條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十八條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十五條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第百九十九條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十六條　米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體又は米穀統制組合若くはその事業を行ふ團體の役員又は米穀取扱業者が第二百條の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金に處す

第二百十七條　米穀統制組合若くはその事

登錄商標

ぜんそくに奏効

せきに奏効

百日咳 流感せきにも

龍角散

りゅうかくさん

日下盛んに需要され好評嘖々たる効果を奏して居ります

定價

二十圓分　二十錢
四十圓分　三十錢
八十圓分　五十錢
十八十圓分　一圓
四十十圓分　二圓
六十五圓分　三圓

▽全國各藥店にあり△

◆龍角散適應容態書◆

(喀痰)／たんにて常にゴホンゴホンと惱む人
(喘息)／ぜんそくにてゼイゼイ息切する人
(頻咳)／せき頻に出で夜中オヂオヂ眼り兼る人
(流感)／流行感冒より起るたんせきの人
(肺炎)／肺病にて常に力なきせき出づる人
(血痰)／たん臭氣を帶び時々血の混る人
(音聲)／音聲のかれ又は咽喉の痺む人
(老人)／老人又は病人の體力性より出るせき
(小兒)／百日ぜき又ははしかせきの小兒

龍角散は二週間續けて服用せらるれば直ちに效顯はる

龍角散の十大特長

1 痰咳に作用する
2 咽喉を潤かにする
3 呼吸を平安にする
4 せきの鎭止作用がある
5 胸部への影響をふせぐ
6 熱が自然に解消する
7 肺炎への變症を防ぐ
8 肺結核の症狀とならぬ
9 副作用がない
10 他藥と併用してもよい

東京市神田區豐島町
本舖
株式會社 藤井得三郎商店
振替東京 九一番
電話淺草(60)〇九二〇
〇八〇五

8—01

時局柄特に盛大に
臺北の陸軍記念日行事
聯合演習と分列式祝賀の野宴
講演會、軍事映畫の公開など

臺北市に於ける第二十回陸軍記念日は行事左記方法に依り實施すべく市役所に於ては各關係團體と協議中であるが、非常時局に直面せる折柄擧式を簡略し大に士氣の鼓舞し國防觀念を强調する意味に於て左の如く聯合演習と分列式を中心とし講演會、映畫會、野宴等を催すことゝなつた

▲聯合演習　國防義勇隊臺北支會主催の下に九日午後七時より鐵道ホテル招待會（觀山公學校の二ケ所に於て實施、目下各從事者民間有志の協力を講じ居る

▲聯合演習及分列式　十日午前八時より新公園、醫院前を中心として第五師團臺北聯隊將校以下の現役軍人、在鄉軍人、青年團員、青年學校生徒、小學兒童等總數一萬餘名參加し、第一線兵士の演習振りを觀覽し、第一線兵士の演習振りを觀覽し、第一線兵士の演習振りを觀覽

竹州大湖郡南湖地方
稱國中最適原蠶飼所
全國試驗場員多數來觀

農林省。客年末。配付新稱全國中。最適于原蠶飼品種蠶種。由各府縣蠶業試育處。顧從來新品種增殖驗場。欲早增殖。頒與同以沖繩縣爲唯一適地。本業者。有山形縣蠶業試驗場率先來蒞增殖。日前在大湖郡南湖公學校養蠶室播立。其後順調。目下採種中。其成績優秀。而全國蠶業試驗場員聞報。多數來觀。爲是大湖郡。

新竹市國語普及
欲更加一層致力
再二三年可達百分五十

新竹市。昭和八年度。基于國語普及十年計畫。爾來解國語者。年々增多。本年度。市內各公學校爲中心之國語講習所以外。按增設講習所二處。及公學校四學級。二面幼稚園々兒。極力募集增加。今後若依右記順序進步。在此二三年。解國語之率。必達百分之五十。又昭和九年末。依戶口調查。本島人解國語者如左。

一、本島人人口。男二萬二千七百六十八人。女二萬三千七百八十九人。計四萬七千五百五十七人。

內解國語者。公學校在學者。男一千九百十五人。女千四百人。計四千三百十五人。同畢業者男四千五百四十九人。女千百四十九人。計五千六百八十九人。國語普及施設在學者。男百三十七人。女四百九十四人。計六百三十一人。同修了者男千五百九十五人。女千二百六十九人。計二千八百六十五人。其他（國語傳習所。幼稚園等執費房。學校中途退學者。男一千六百六十六人。女千二百二十四人。計二千八百九十人。

臺北市高齡者
眞綿傳達
廿五日擧式

臺北市內高齡者眞綿傳達式。定廿五日擧行。

婦人病苦
投水遇救

淡水街淡水字公館口。高林氏旦。年二十。被其夫傳染梅毒。竟生兩粒橫痰。日夜病苦在床。去二十一日朝。高揑鉛之母欲往臺北之時。只交旦以兩錢分白米。內所剩白米鎖藏自己臥房。旦因病苦。又受母之虐待。自愼自悲。竟萌短見。是日午後二時頃。於自宅後門。大哭數聲後。見淡水河滿潮。一躍投中。幸被同街王阿獅。雷錦綢兩人所救。似此不遇。誠可憐也。

斗六商工會總會
先表彰三十年店主
諸議案滿場一齊可決

斗六商工會通常總會。去廿六日午後三時。開于滿場一致可決。

一、二月十六日依例擧行媽祖祭典件。二、汽車運行促進實現再度陳情件。三、四月上旬募集阿里山櫻園件。四、六月五日開店主。店員慰安大運動會。五、八月二十一日中元祭典主催件。六、夏季長振實業協會長。和繼述中開店舖陳列競技會件。

王寵惠氏來朝
日本思想在何處
貴族院豫算總會

三、代用燃料之生產。坂本男爵。關於美國。與外相觀點有異。日美、安全感討立。余想不論豫備交涉如何。日、英、美、法意間。爲代倫敦條約及華盛頓條約。宜開會議再締結條約。外相所見如何。

外相。入約本年中。必開軍縮交涉。惟今不得明言。次大河內輝耕子（研究）質問。華、日俄外交現情。廣田外相說明後。大河內子。軍事豫算之將來。敦請說明。

賀屋主計局長。亦歧陸軍省內省御用達　味の素本舖　株式會社　鈴木商店

中止速記。陸海軍當局說明。午後零時十六分休憩。午後二時。在三仙樓開會。

瀛社例會

瀛社例會。去三十四日午後二時。在三仙樓開會。春光和暖。社員參加出席。探題李賊。七律寒韻。得詩四十餘首。六時奏捷晚餐。女藝妓勤款洽。同地頭恒造商行。莊盛藏氏。新協記舉行。各有奇贈。盡歡至七時半散會。

堀田交通總長
製扁酬神

北淸朝。天宮媽祖廟。香火之盛。資金蓋冠。每年晉

臺南市請負師宿舍
深夜覆面强盜侵入
夫妻驚醒呼賊被毆暈倒
縛其女奪金八圓

臺南市大宮町四丁目十五番地大宮派出所請負師木科一犯無職永林精二。年廿三。會在東京。淺草方面。綽號葵洪。昨年十二月廿三日。由高雄入臺。去二十三日。由高雄入臺。南。同夜宿于臺南競馬場小屋。二十四日夜。往觀活動寫眞。然後携帶球棒侵入同宅。先呼末次氏起因呼賊擊倒之。其妻亦驚醒。呼賊仍被擊倒。及其女三代枝驚醒。乃脅迫之。使其靜觀。切斷其現金五圓。及其母皮包內現金五圓。然後以細繩縛之逃去。沿三線道路欲向高雄。竟誤走入善化。在線路小屋過夜。因腹飢早出覓食。徘徊中。竟被警戒中之澤村巡査捕去。一夕自白云。

時評

○

中國滯見納日態度。屬理之當然。據蔣中正氏談云。日本以東洋之王道。與中國道德接洽。何患不濟。

○

中國舊道德破壞。新道德未立。故國中之秩序。常見紊亂。今蔣氏提唱新生活運動。即所以確立新道德。雖一雷咨螫。否極泰來之機運漸興。倘有待于共黨廓清。及西南統一後乃有可觀也。

○

方今國際外交。甚於春秋戰國。良由各國利害關係錯雜不同也。而最重大之原因。莫如經濟。領土欲云々。亦不外由經濟上利害打算得來。

○

意人壓迫非洲黑人。在美黑人。異常憤慨但不知其效力。至於如何耳。

○

以鄭成功之傍系旭也。而云正系。且作意爲之。延平郡王。地下有知。當爲感嘆不置。

○

目下島內各中等以上學校入學志願。爲期告迫。本島人爲父兄者。不可不十分詳查各校之內容如何。難易如何。及己之子女學力如何。家庭上之經濟何如。漫然志願。未有不歸於失敗者也。

瑞芳
方委件數

同庄方面委員。一月中辦理件數。相談指導三件。兒童保護一件。保健救濟五件。戶籍整理七件。金品給與六件。其他（寄附金募集）一七件。合計二〇件。

銀行團來

銀行團一行。去二十三日午前九時四十三分列車抵芳由。川瑞芳庄長。顏國年氏。及後藤秋山兩日鐵社員攝導。乘輕便車。前赴九分。金瓜石兩金山視察。十四日午後四時五十分列車。歸宜蘭。

評定員會

同庄甲用組合信用評定委員會訂二十日午前九時。開於庄役場。

二月二十七日。頭圍派出所。二十八日。二圍派出所。三月一日。龜成派出所。二日外澳派出所。（各自七九時）。二日午後一時。櫻坊派出所。三日午前九時。大溪派出所。三日午後一時。大里簡派出所。四日午前九時。龜山呂派出所。

開役員會

頭圍酒類煙草食鹽小賣人組合去二十日午後二時。在庄合作務所。四役員會。是日所管官廳森永頭圍出張所。來賓臨席。役員全部出席。刻到由林榮藻氏。開會敘禮。次入左記議題。審議結果。皆照原案可決。議至五時閉會。續開懇親宴。盛歡至七時解散。

擧發會式

頭圍庄役場。此回爲紙助成庄治發達。組織部落。照左記日程。舉發會式。

二月十八日二圍部落會。

三月四日武暮部落會。

三月八日小金面部落會。

彰化
慈善演藝

由彰化市方面委員助成會主催。

犯人前科一犯
客臘渡臺失業
至善化就捕

臺南署。於同日午前九時二十分。接到新化郡善化分室。逮捕犯人吉報。川野司法主任。偕各刑事。急乘自動車。往現場。解被疑者。以自動車。偕小平新化郡警察課長。及田尻內勤主任等。於正午。押歸臺南署。查究結果。因右手尙有血痕。皮包內剩有現金七圓五十錢。及被害者之腕時計等。查明爲眞犯。此係屬福島縣石

鶯歌信組爲營農倉
二月四日臨時總會

海山郡鶯歌庄保證責任鶯歌信用購買販賣利用組合。自去年來。理事者更加努力。整理貸付延滯。殆告一段落。一面刷新內容。擴張兼營事業。概得十分順調。故於九年度末已得配當五分成績。然就中最爲一般所期日者。乃利川部之事業。如土糞精米。米粟之寄託倉庫。時常告缺。難於全部收容。故於去一月十八日。通常總會時提案定款變更。改爲保證責任。及營農倉之件。爾來役員。整加研究。竝聽取專家意見。得郡當局。熱誠指導。擇定位置。要案。倉庫及事務所等案。業經準備完妥。擬於來三月四日午前九時。在鶯歌庄役場。開臨時總會。附議事項如左

一、農倉業務規程之件。

二、倉庫及事務所建築費之件。

一、其他。

明糖南投工場勞工
不過日給三十七錢
諸勞工將歎願加昇八錢

明糖南投工場。當製糖期現採用臨時職工百二十餘人。皆是十中選一之健康體。且富有經驗而耐勞者。日不過三十七錢。（增八錢）受會社斷然拒絕。諸人對此。大爲悲憤。決先以哀願陳情態度。現托某代書人作成陳情書。再度哀求。倘會社仍執迷不悟。決斷罷工。以資對待云。

賭徒一串

彰化市西門口人。王金。年三十七。外六名。去二十三日午前十一時頃。在彰化郡馬鳴山三九四番地陳金鳴宅。賭四色牌。被指股徐兩刑事發見。捕往取調中也。

捕竊鷄鶩者

彰化郡和美庄頭前寮人謝老房。年二十八。別名龜里。前科二犯。自去年來向隣近村落。竊取鷄鶩三十餘頭。情格約四十回。全部售于彰化和美兩市場。該逃註銷。被林本王兩刑事。捕往目下取調中云。

王寵惠氏來朝
日本思想在何處
貴族院豫算總會

三、代用燃料之生產。坂本男爵。關於美國。與外相觀點有異。日美、安全感討立。余想不論豫備交涉如何。日、英、美、法意間。爲代倫敦條約及華盛頓條約。宜開會議再締結條約。外相所見如何。

外相。入約本年中。必開軍縮交涉。惟今不得明言。次大河內輝耕子（研究）質問。華、日俄外交現情。廣田外相說明後。大河內子。軍事豫算之將來。敦請說明。

賀屋主計局長。亦歧陸軍省內省御用達　味の素本舖　株式會社　鈴木商店

中止速記。陸海軍當局說明。午後零時十六分休憩。午後二時。在三仙樓開會。

瀛社例會

瀛社例會。去三十四日午後二時。在三仙樓開會。春光和暖。社員參加出席。探題李賊。七律寒韻。得詩四十餘首。六時奏捷晚餐。女藝妓勤款洽。同地頭恒造商行。莊盛藏氏。新協記舉行。各有奇贈。盡歡至七時半散會。

堀田交通總長
製扁酬神

北淸朝。天宮媽祖廟。香火之盛。資金蓋冠。每年晉

臺南市請負師宿舍
深夜覆面强盜侵入
夫妻驚醒呼賊被毆暈倒
縛其女奪金八圓

臺南市大宮町四丁目十五番地大宮派出所請負師木科一犯無職永林精二。年廿三。會在東京。淺草方面。綽號葵洪。昨年十二月廿三日。由高雄入臺。南。同夜宿于臺南競馬場小屋。二十四日夜。往觀活動寫眞。然後携帶球棒侵入同宅。先呼末次氏起因呼賊擊倒之。其妻亦驚醒。呼賊仍被擊倒。及其女三代枝驚醒。乃脅迫之。使其靜觀。切斷其現金五圓。及其母皮包內現金五圓。然後以細繩縛之逃去。沿三線道路欲向高雄。竟誤走入善化。在線路小屋過夜。因腹飢早出覓食。徘徊中。竟被警戒中之澤村巡査捕去。一夕自白云。

兩被害者
意識不明
妻傷痕尤重

末次氏夫婦。即時昇入庄司醫院。因被殿頭部。口吐鮮血。殊如其妻。傷痕尤重。現尙意識不明云。

臺北市高齡者
眞綿傳達
廿五日擧式

臺北市內高齡者眞綿傳達式。定廿五日擧行。

婦人病苦
投水遇救

淡水街淡水字公館口。高林氏旦。年二十。被其夫傳染梅毒。竟生兩粒橫痰。日夜病苦在床。去二十一日朝。高揑鉛之母欲往臺北之時。只交旦以兩錢分白米。內所剩白米鎖藏自己臥房。旦因病苦。又受母之虐待。自愼自悲。竟萌短見。是日午後二時頃。於自宅後門。大哭數聲後。見淡水河滿潮。一躍投中。幸被同街王阿獅。雷錦綢兩人所救。似此不遇。誠可憐也。

斗六商工會總會
先表彰三十年店主
諸議案滿場一齊可決

斗六商工會通常總會。去廿六日午後三時。開于滿場一致可決。

一、二月十六日依例擧行媽祖祭典件。二、汽車運行促進實現再度陳情件。三、四月上旬募集阿里山櫻園件。四、六月五日開店主。店員慰安大運動會。五、八月二十一日中元祭典主催件。六、夏季長振實業協會長。和繼述中開店舖陳列競技會件。

王寵惠氏來朝
日本思想在何處
貴族院豫算總會

三、代用燃料之生產。坂本男爵。關於美國。與外相觀點有異。日美、安全感討立。余想不論豫備交涉如何。日、英、美、法意間。爲代倫敦條約及華盛頓條約。宜開會議再締結條約。外相所見如何。

外相。入約本年中。必開軍縮交涉。惟今不得明言。次大河內輝耕子（研究）質問。華、日俄外交現情。廣田外相說明後。大河內子。軍事豫算之將來。敦請說明。

賀屋主計局長。亦歧陸軍省內省御用達　味の素本舖　株式會社　鈴木商店

中止速記。陸海軍當局說明。午後零時十六分休憩。午後二時。在三仙樓開會。

瀛社例會

瀛社例會。去三十四日午後二時。在三仙樓開會。春光和暖。社員參加出席。探題李賊。七律寒韻。得詩四十餘首。六時奏捷晚餐。女藝妓勤款洽。同地頭恒造商行。莊盛藏氏。新協記舉行。各有奇贈。盡歡至七時半散會。

堀田交通總長
製扁酬神

北淸朝。天宮媽祖廟。香火之盛。資金蓋冠。每年晉

味の素

味精粉

讀四子書而作文
理事自明章法順達
使用味の素烹調
菜湯增味飲啖適口

此兩句話相比對合、讀書可以獲得古籍的樂趣、用味の素眞是庖廚上不可一日不備之要品

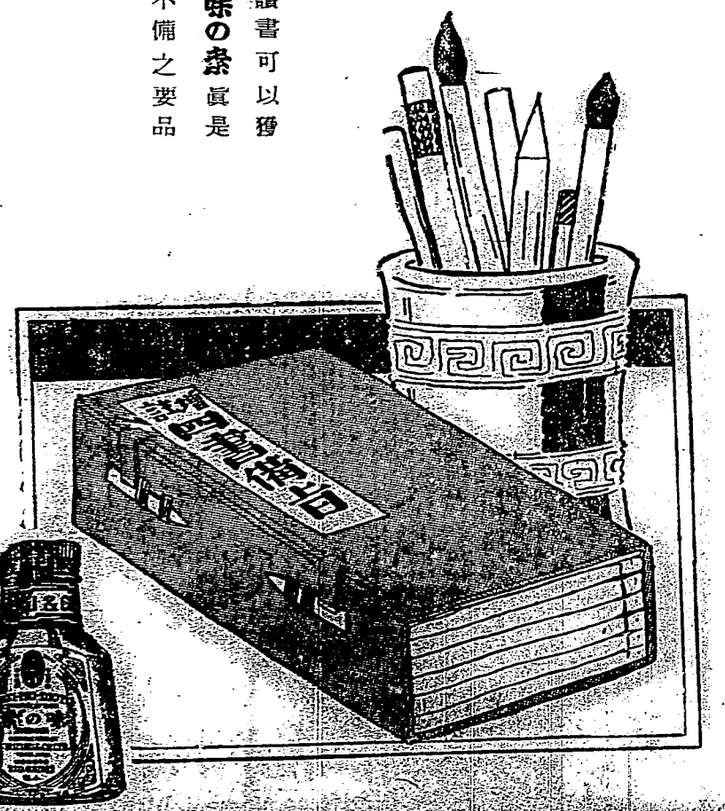

（各地雜貨舖布味店發賣）
（均行經售就近購取實荷）

請用萬醬油

瑞香娘上菜市（歌仔戲）

冬天過了是春天。阮娘叫阮上菜市。
卜買菜色滿々是。總着醬油來配比。
配比豆油龜甲萬
清香好味素。用了有主顧。
實在眞正好。三當不可無。
三當料理眞香派。美味好食人人愛。
豆油着用龜甲萬。小桶大缸隨咱愛。
隨咱愛的好豆油
也通炆白菜。
也通炆猪脚。
廣告乎恁知。卜買塊阮來。

臺南市請負師宿舍
深夜覆面强盜侵入
夫妻驚醒呼賊被毆暈倒
縛其女奪金八圓

臺南市大宮町四丁目十五番地大宮派出所請負師木科一犯無職永林精二。年廿三。會在東京。淺草方面。綽號葵洪。昨年十二月廿三日。由高雄入臺。南。同夜宿于臺南競馬場小屋。二十四日夜。往觀活動寫眞。然後携帶球棒侵入同宅。先呼末次氏起因呼賊擊倒之。其妻亦驚醒。呼賊仍被擊倒。及其女三代枝驚醒。乃脅迫之。使其靜觀。切斷其現金五圓。及其母皮包內現金五圓。然後以細繩縛之逃去。沿三線道路欲向高雄。竟誤走入善化。在線路小屋過夜。因腹飢早出覓食。徘徊中。竟被警戒中之澤村巡査捕去。一夕自白云。

兩被害者
意識不明
妻傷痕尤重

末次氏夫婦。即時昇入庄司醫院。因被殿頭部。口吐鮮血。殊如其妻。傷痕尤重。現尙意識不明云。

臺北市高齡者
眞綿傳達
廿五日擧式

臺北市內高齡者眞綿傳達式。定廿五日擧行。

婦人病苦
投水遇救

淡水街淡水字公館口。高林氏旦。年二十。被其夫傳染梅毒。竟生兩粒橫痰。日夜病苦在床。去二十一日朝。高揑鉛之母欲往臺北之時。只交旦以兩錢分白米。內所剩白米鎖藏自己臥房。旦因病苦。又受母之虐待。自愼自悲。竟萌短見。是日午後二時頃。於自宅後門。大哭數聲後。見淡水河滿潮。一躍投中。幸被同街王阿獅。雷錦綢兩人所救。似此不遇。誠可憐也。

斗六商工會總會
先表彰三十年店主
諸議案滿場一齊可決

斗六商工會通常總會。去廿六日午後三時。開于滿場一致可決。

一、二月十六日依例擧行媽祖祭典件。二、汽車運行促進實現再度陳情件。三、四月上旬募集阿里山櫻園件。四、六月五日開店主。店員慰安大運動會。五、八月二十一日中元祭典主催件。六、夏季長振實業協會長。和繼述中開店舖陳列競技會件。

王寵惠氏來朝
日本思想在何處
貴族院豫算總會

三、代用燃料之生產。坂本男爵。關於美國。與外相觀點有異。日美、安全感討立。余想不論豫備交涉如何。日、英、美、法意間。爲代倫敦條約及華盛頓條約。宜開會議再締結條約。外相所見如何。

外相。入約本年中。必開軍縮交涉。惟今不得明言。次大河內輝耕子（研究）質問。華、日俄外交現情。廣田外相說明後。大河內子。軍事豫算之將來。敦請說明。

賀屋主計局長。亦歧陸軍省內省御用達　味の素本舖　株式會社　鈴木商店

中止速記。陸海軍當局說明。午後零時十六分休憩。午後二時。在三仙樓開會。

瀛社例會

瀛社例會。去三十四日午後二時。在三仙樓開會。春光和暖。社員參加出席。探題李賊。七律寒韻。得詩四十餘首。六時奏捷晚餐。女藝妓勤款洽。同地頭恒造商行。莊盛藏氏。新協記舉行。各有奇贈。盡歡至七時半散會。

堀田交通總長
製扁酬神

北淸朝。天宮媽祖廟。香火之盛。資金蓋冠。每年晉

時評

○

中國滯見納日態度。屬理之當然。據蔣中正氏談云。日本以東洋之王道。與中國道德接洽。何患不濟。

○

中國舊道德破壞。新道德未立。故國中之秩序。常見紊亂。今蔣氏提唱新生活運動。即所以確立新道德。雖一雷咨螫。否極泰來之機運漸興。倘有待于共黨廓清。及西南統一後乃有可觀也。

○

方今國際外交。甚於春秋戰國。良由各國利害關係錯雜不同也。而最重大之原因。莫如經濟。領土欲云々。亦不外由經濟上利害打算得來。

○

意人壓迫非洲黑人。在美黑人。異常。憤慨但不知其效力。至於如何耳。

○

以鄭成功之傍系旭也。而云正系。且作意爲之。延平郡王。地下有知。當爲感嘆不置。

○

目下島內各中等以上學校入學志願。爲期告迫。本島人爲父兄者。不可不十分詳查各校之內容如何。難易如何。及己之子女學力如何。家庭上之經濟何如。漫然志願。未有不歸於失敗者也。

瑞芳
方委件數

同庄方面委員。一月中辦理件數。相談指導三件。兒童保護一件。保健救濟五件。戶籍整理七件。金品給與六件。其他（寄附金募集）一七件。合計二〇件。

銀行團來

銀行團一行。去二十三日午前九時四十三分列車抵芳由。川瑞芳庄長。顏國年氏。及後藤秋山兩日鐵社員攝導。乘輕便車。前赴九分。金瓜石兩金山視察。十四日午後四時五十分列車。歸宜蘭。

評定員會

同庄甲用組合信用評定委員會訂二十日午前九時。開於庄役場。

二月二十七日。頭圍派出所。二十八日。二圍派出所。三月一日。龜成派出所。二日外澳派出所。（各自七九時）。二日午後一時。櫻坊派出所。三日午前九時。大溪派出所。三日午後一時。大里簡派出所。四日午前九時。龜山呂派出所。

開役員會

頭圍酒類煙草食鹽小賣人組合去二十日午後二時。在庄合作務所。四役員會。是日所管官廳森永頭圍出張所。來賓臨席。役員全部出席。刻到由林榮藻氏。開會敘禮。次入左記議題。審議結果。皆照原案可決。議至五時閉會。續開懇親宴。盛歡至七時解散。

擧發會式

頭圍庄役場。此回爲紙助成庄治發達。組織部落。照左記日程。擧發會式。

二月十八日二圍部落會。

三月四日武暮部落會。

三月八日小金面部落會。

彰化
慈善演藝

由彰化市方面委員助成會主催。

犯人前科一犯
客臘渡臺失業
至善化就捕

臺南署。於同日午前九時二十分。接到新化郡善化分室。逮捕犯人吉報。川野司法主任。偕各刑事。急乘自動車。往現場。解被疑者。以自動車。偕小平新化郡警察課長。及田尻內勤主任等。於正午。押歸臺南署。查究結果。因右手尙有血痕。皮包內剩有現金七圓五十錢。及被害者之腕時計等。查明爲眞犯。此係屬福島縣石

鶯歌信組爲營農倉
二月四日臨時總會

海山郡鶯歌庄保證責任鶯歌信用購買販賣利用組合。自去年來。理事者更加努力。整理貸付延滯。殆告一段落。一面刷新內容。擴張兼營事業。概得十分順調。故於九年度末已得配當五分成績。然就中最爲一般所期日者。乃利川部之事業。如土糞精米。米粟之寄託倉庫。時常告缺。難於全部收容。故於去一月十八日。通常總會時提案定款變更。改爲保證責任。及營農倉之件。爾來役員。整加研究。竝聽取專家意見。得郡當局。熱誠指導。擇定位置。要案。倉庫及事務所等案。業經準備完妥。擬於來三月四日午前九時。在鶯歌庄役場。開臨時總會。附議事項如左

一、農倉業務規程之件。

二、倉庫及事務所建築費之件。

一、其他。

明糖南投工場勞工
不過日給三十七錢
諸勞工將歎願加昇八錢

明糖南投工場。當製糖期現採用臨時職工百二十餘人。皆是十中選一之健康體。且富有經驗而耐勞者。日不過三十七錢。（增八錢）受會社斷然拒絕。諸人對此。大爲悲憤。決先以哀願陳情態度。現托某代書人作成陳情書。再度哀求。倘會社仍執迷不悟。決斷罷工。以資對待云。

賭徒一串

彰化市西門口人。王金。年三十七。外六名。去二十三日午前十一時頃。在彰化郡馬鳴山三九四番地陳金鳴宅。賭四色牌。被指股徐兩刑事發見。捕往取調中也。

捕竊鷄鶩者

彰化郡和美庄頭前寮人謝老房。年二十八。別名龜里。前科二犯。自去年來向隣近村落。竊取鷄鶩三十餘頭。情格約四十回。全部售于彰化和美兩市場。該逃註銷。被林本王兩刑事。捕往目下取調中云。

臺北市請負師宿舍
深夜覆面强盜侵入
夫妻驚醒呼賊被毆暈倒
縛其女奪金八圓

臺南市大宮町四丁目十五番地大宮派出所請負師木科一犯無職永林精二。年廿三。會在東京。淺草方面。綽號葵洪。昨年十二月廿三日。由高雄入臺。南。同夜宿于臺南競馬場小屋。二十四日夜。往觀活動寫眞。然後携帶球棒侵入同宅。先呼末次氏起因呼賊擊倒之。其妻亦驚醒。呼賊仍被擊倒。及其女三代枝驚醒。乃脅迫之。使其靜觀。切斷其現金五圓。及其母皮包內現金五圓。然後以細繩縛之逃去。沿三線道路欲向高雄。竟誤走入善化。在線路小屋過夜。因腹飢早出覓食。徘徊中。竟被警戒中之澤村巡査捕去。一夕自白云。

兩被害者
意識不明
妻傷痕尤重

末次氏夫婦。即時昇入庄司醫院。因被殿頭部。口吐鮮血。殊如其妻。傷痕尤重。現尙意識不明云。

臺北市高齡者
眞綿傳達
廿五日擧式

臺北市內高齡者眞綿傳達式。定廿五日擧行。

婦人病苦
投水遇救

淡水街淡水字公館口。高林氏旦。年二十。被其夫傳染梅毒。竟生兩粒橫痰。日夜病苦在床。去二十一日朝。高揑鉛之母欲往臺北之時。只交旦以兩錢分白米。內所剩白米鎖藏自己臥房。旦因病苦。又受母之虐待。自愼自悲。竟萌短見。是日午後二時頃。於自宅後門。大哭數聲後。見淡水河滿潮。一躍投中。幸被同街王阿獅。雷錦綢兩人所救。似此不遇。誠可憐也。

斗六商工會總會
先表彰三十年店主
諸議案滿場一齊可決

斗六商工會通常總會。去廿六日午後三時。開于滿場一致可決。

一、二月十六日依例擧行媽祖祭典件。二、汽車運行促進實現再度陳情件。三、四月上旬募集阿里山櫻園件。四、六月五日開店主。店員慰安大運動會。五、八月二十一日中元祭典主催件。六、夏季長振實業協會長。和繼述中開店舖陳列競技會件。

王寵惠氏來朝
日本思想在何處
貴族院豫算總會

三、代用燃料之生產。坂本男爵。關於美國。與外相觀點有異。日美、安全感討立。余想不論豫備交涉如何。日、英、美、法意間。爲代倫敦條約及華盛頓條約。宜開會議再締結條約。外相所見如何。

外相。入約本年中。必開軍縮交涉。惟今不得明言。次大河內輝耕子（研究）質問。華、日俄外交現情。廣田外相說明後。大河內子。軍事豫算之將來。敦請說明。

賀屋主計局長。亦歧陸軍省內省御用達　味の素本舖　株式會社　鈴木商店

中止速記。陸海軍當局說明。午後零時十六分休憩。午後二時。在三仙樓開會。

瀛社例會

瀛社例會。去三十四日午後二時。在三仙樓開會。春光和暖。社員參加出席。探題李賊。七律寒韻。得詩四十餘首。六時奏捷晚餐。女藝妓勤款洽。同地頭恒造商行。莊盛藏氏。新協記舉行。各有奇贈。盡歡至七時半散會。

堀田交通總長
製扁酬神

北淸朝。天宮媽祖廟。香火之盛。資金蓋冠。每年晉

味の素

味精粉

讀四子書而作文
理事自明章法順達
使用味の素烹調
菜湯增味飲啖適口

此兩句話相比對合、讀書可以獲得古籍的樂趣、用味の素眞是庖廚上不可一日不備之要品

（各地雜貨舖布味店發賣）
（均行經售就近購取實荷）

請用萬醬油

瑞香娘上菜市（歌仔戲）

冬天過了是春天。阮娘叫阮上菜市。
卜買菜色滿々是。總着醬油來配比。
配比豆油龜甲萬
清香好味素。用了有主顧。
實在眞正好。三當不可無。
三當料理眞香派。美味好食人人愛。
豆油着用龜甲萬。小桶大缸隨咱愛。
隨咱愛的好豆油
也通炆白菜。
也通炆猪脚。
廣告乎恁知。卜買塊阮來。

臺南